

消防・防災の今を知る Fire Equipment & Safety Center of Japan

月刊 フェスク

4
2026

一般財団法人
日本消防設備安全センター



特別寄稿

大規模延焼火災における消防活動 の効果と今後の対策について

消防庁のうごき

令和7年版消防白書の概要

表紙に寄せて

描写地…長野県松本市
絵文…宮代隆夫（大調和会・会員）

上高地

誰が写真を撮っても、絵に描いても様になる所、それが上高地である。特に山々に残雪が残る大型連休の時期はベストシーズンで、東京からの直通バスもあり、観光客で溢れている。河童橋から眺める穂高の峰々、エメラルド色の梓川の清流、ケシヨウヤナギの新緑など、これほど舞台の整った所は珍しい。

上高地のシンボルである河童橋は、明治四三年に吊り橋となった。毎年四月二十七日に「上高地開山祭」が、二月一日には「上高地閉山祭」が開催される。河童橋という名の由来には諸説あり、昔ここに河童の住みそうな深い淵があったというのもその一つである。昭和二年、芥川龍之介が、穂高へ登山に行く途中、河童の国に迷い込むという小説「河童」の中で河童橋を登場させたことで、世に知られるようになった。

上高地は国の特別名勝及び特別天然記念物に指定されており、穂高岳や槍ヶ岳の登山基地でもある。標高は約一五〇メートルで、夏でも平均気温が二〇度前後と涼しいが、冬はマイナス三〇度を下回るほど寒さが厳しい。

明治二十九年、ウォルター・ウェストンが日本アルプ

スをイギリスに紹介したことが、上高地を世界に知らしめる発端となった。今でもこれを記念して、六月に「ウェストン祭」が行われている。

大正四年、焼岳の噴火により梓川がせき止められ、大正池が形成された。清流の中に立ち枯れた白い木々という風景が、この時に造られた。年月が経ち、今では立ち枯れた木々も少なくなった。

目の前にそびえる穂高の最高峰は三一九〇メートルで日本百名山の一つであり、富士山に並ぶ人気のある山で、秋の紅葉もまた素晴らしい。上高地は通年マイカー規制が行われているので、一般車両は通行できず、バスを利用することになる。

上高地で忘れてはならない場所は、上高地帝国ホテルであろう。昭和八年、日本初の本格的山岳リゾートホテルとして開業した。赤い三角屋根と丸太小屋風の外観は、スイスアルプスの山小屋を想起させる。ロビーに設けられたマントルピースは、ホテルのシンボルで、パチパチと薪のはぜる音とぬくもりを味わうだけでも、忘れ難い経験となる。ただし宿泊料金もかなり高いから、至福の時間を過ごすためには、それなりの心づもりが必要である。

焼岳



河童橋



上高地

ガス消火設備点検のマストアイテム!

これからの
液面計は
超音波!!

PUSH

詳しくはコチラから



軽量・コンパクト!

放射線不使用で
届出不要!

安全で取扱いも簡単!



予防技術検定のための 消防予防概論

第1巻
第4巻
新発売



■A4判 173頁
■定価 2,820円(税込)



■A4判 280頁
■定価 3,740円(税込)



■A4判 329頁
■定価 4,070円(税込)



■A4判 542頁
■定価 4,950円(税込)

消防予防業務の今すぐ「知りたい」がここにある！

査察業務をゼロから知りたい、勉強し直したい方はコチラ！

2訂版 見てわかる！ **ささつの本**

自信を持って現場へGO！

福岡市消防局 編著

◆B5判／352頁 ◆定価3,080円（本体2,800円＋税10%）

☆「そもそも立入検査ってどこに行くの？」という疑問にも丁寧に回答！アポイントの取り方や名刺交換等、具体的に解説。

☆消防法施行令第8条の全部改正に対応し、新令8区画を図表で詳しく解説！



火災報告で迷っている方はコチラ！

令和7年版

火災報告取扱要領 ハンドブック

防災行政研究会 編

◆B5判／464頁 ◆定価3,190円（本体2,900円＋税10%） 内容現在 令和7年2月1日

☆「火災報告取扱要領の解説」は、事例も豊富に盛り込み、分かりやすく解説！

☆重要項目に解説・参考条文付き。



設備基準について知りたい方はコチラ！

12訂版

消防・建築設備早見帖

消防法規研究会 編集 内容現在 令和6年12月1日

◆ポケット判／248頁 ◆ビニールクロス装 ◆定価1,980円（本体1,800円＋税10%）

☆消防・建築防災設備の設置又は措置について、消防法関係及び建築基準法関係の両面から一目で分かるよう編集した使いやすいポケット判！

☆【消防法関係】消防法施行令第8条区画について改正（R6.1.17政令第7号）。

☆【建築基準法関係】特定主要構造部、建築副主事について改正（R4.6.17法律第69号、R5.6.16法律第58号）。



東京法令出版株式会社

東京法令出版公式X
(旧Twitter)アカウント

@tokyo_horei

お申込みは
こちらから

インターネットでお申込み

<https://www.tokyo-horei.co.jp/>

(最新情報等もホームページをご覧ください。)

お電話でお申込み

0120-338-272

(携帯電話からもお申込みできます。)

FAXでお申込み

0120-338-923

特別寄稿

2 大規模延焼火災における消防活動の
効果と今後の対策について

..... 東京理科大学 創域理工学研究科 国際火災科学専攻 教授 細川直史

消防庁のうごき

13 令和7年版消防白書の概要

..... 消防庁総務課

24 令和7年度 全国消防防災主管課長会議の開催

..... 消防庁総務課

安全センターのうごき

26 令和8年度点検資格者オンライン再講習の実施に寄せて

..... 一般財団法人日本消防設備安全センター業務部講習課

現場レポート

28 これからの時代を見据えた防災センター等の
基準改正について

..... 東京消防庁予防部予防課

エッセイ

34 女性消防設備士という選択肢
——労働人口減少時代における業界の持続性——

..... 株式会社電装 代表取締役／消防設備士 川村紀子

消防行政情報 [第9回] 予防業務優良事例表彰

38 分析ツールを活用した火災発生分析と
地域や企業等と連携した防災広報

..... 佐世保市消防局予防課

違反是正

42 「本気」の連鎖 所有者死亡の非特定防火対象物に対する告発記録

..... 志太広域事務組合志太消防本部 予防課 消防司令補 白瀧漁太

事例研究

47 コンプレッサ内でグラインダの火花が
無炎燃焼を来した火災事例

..... 東近江行政組合消防本部 消防司令補 黄瀬 諒

41 Coffee Break “課題を突き詰めて、試行錯誤を繰り返す”

..... 月刊フェスク編集委員長 鈴木康幸

52 伝言板 2026年度 蓄電池設備整備資格者講習のご案内

..... 一般社団法人電池工業会

54 全国の消防から 国宝松本城消防総合訓練を実施

..... 長野県 松本広域消防局 ほか

表紙に寄せて “上高地” 宮代隆夫

大規模延焼火災における 消防活動の効果と今後の 対策について

特別
寄稿

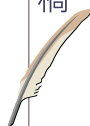


写真1 合足地区から八ヶ森方面を撮影(大船渡地区消防組合消防本部提供)

1. はじめに

2025(令和7)年2月、岩手県大船渡市において、また、3月には愛媛県今治市や岡山県岡山市などで焼損面積が400ヘクタールを超える大規模な林野火災が相次いで発生した。大船渡市での火災では、延焼面積が3,000ヘクタールを超え、90棟の住宅を含む合計226棟が焼失した。この火災の大きな特徴は、強風と乾燥という悪条件下で火災が林野にとどまらず、離れた集落や市街地へと飛び火して住宅を含む多数の建物が焼損した、WUI(Wildland-Urban Interface: 林野・市街地近接)火災となったことである。

我が国では、1976(昭和51)年10月29日に山形県酒田市で発生した大火や1995(平成7)年1月17日の阪神・淡路大震災における同時多発火災をはじめとして、これまで、都市構造や気象条件、地震などの自然災害と複合した形で、数多くの大規模な延焼火災が発生している。これらの火災は、いったん拡大すると地域社会に甚大な被害をもたらし、住民の生命や財産を脅かす。今後、気候変動による乾燥化や強風の頻発が懸念されるなかで、火災による被害を最小限に抑えるためには、過去の教訓を生かし、効果的な出火防止策と消防活動体制を構築する必要がある。

大規模延焼火災への対策としては、事前防災としての出火防止を第一とし、火災が発生した場合は発災後早期の消火活動による初



東京理科大学創域理工学研究科
国際火災科学専攻教授
細川直史
徳島大学大学院工学研究科情報工学専攻修了。自治省消防庁消防研究所に入所。消防庁防炎情報室課長補佐、消防研究所センター技術研究部長、研究統括官、博士(工学)。



写真2 田浜地区(綾里漁港)から八ヶ森方面を撮影(大船渡地区消防組合消防本部提供)

期鎮圧が重要となる。しかし、延焼が拡大して投入可能な消防力を大きく上回る規模になった場合には、手の付けられないような火災となる。過去の大規模延焼火災では、そのような状況でも懸命な消火活動や延焼阻止活動が行われてきた。

そこで本稿では、今後の火災対策の一助となることを目的として、2025年の大船渡市林野火災をはじめとする過去の火災の調査結果やシミュレーションを用いて、大規模延焼火災における消防活動の効果を定量的に評価する。また、令和7年度に実施された科学研究費助成事業(特別研究促進費)(以下「科研費」という。)による研究プロジェクトや今後の火災対策についても述べる。

2. 2025年2月に大船渡市で発生した林野火災の特徴と消防活動

2.1 火災の特徴

2025年2月26日に大船渡市赤崎町合足地内で発生した林野火災は、それまでの数か月 にわたる記録的な降水量の少なさ、発生日前後の乾燥状態、そして最大瞬間風速18.1m/s に達する強風という過酷な条件下で出火し、

延焼が拡大した。覚知から約2時間後の15時頃には延焼範囲が600ヘクタールを超え、最終的には延焼範囲が約3,370ヘクタール、住家90棟を含む計226棟が焼損する1964(昭和39)年以降最大規模の火災となった。

消防が火災覚知後に火元に到着した際には、すでに八ヶ森方面に延焼拡大していた(写真1)。強風により、火の粉は綾里湾を越え(写真2)、出火場所から数キロメートル離れた田浜地区(綾里漁港)に「飛び火」し、急速に延焼が拡大した。

地元消防本部でのヒアリングによると、2月19日の火災(約300ヘクタール延焼)の時の風も強かったが、2月26日に発生した火災(約3,000ヘクタール延焼)の時は更に強かったとのことであった。また、田浜地区(綾里漁港)の住民によると、「15時頃には避難したので詳しい延焼状況はわからないが、火災発生初期の対岸(合足・八ヶ森方面)の煙は火山の噴火のようだった」とのことであった。八ヶ森周辺では、樹冠火(樹木の先端部を含む全体が燃える現象)と呼ばれる火災現象が発生したと考えられており、図1に示すように葉がすべて燃え尽き、幹と枝だけが残った木が確

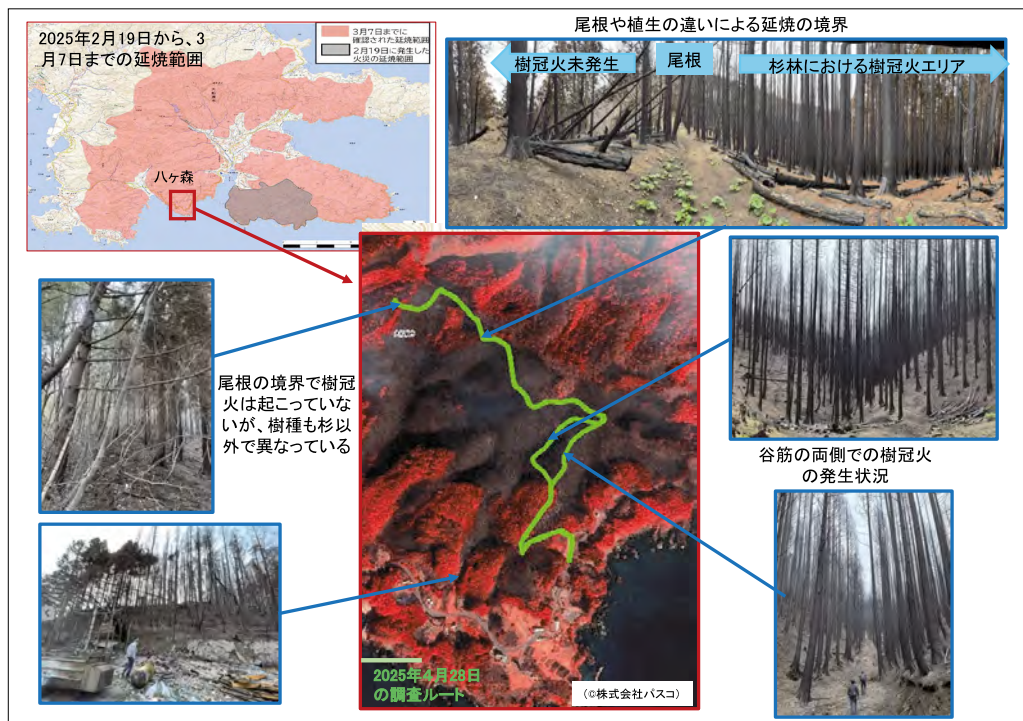


図1 ハケ森周辺での樹冠火の発生状況

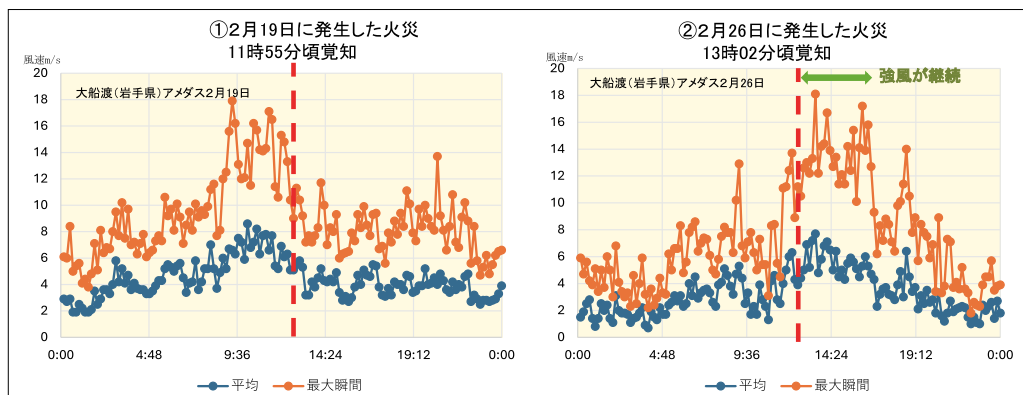


図2 ①2/19に発生した火災(約300ヘクタール延焼)と、②2/26に発生した火災(約3,000ヘクタール延焼)における、風速の比較

認められた。樹冠火は主に杉と松の針葉樹林のある谷筋を挟んだ両側の斜面で発生が確認されている、また、樹冠火は、尾根や樹種が変わる境界で焼け止まりが見られることから、乾燥や強風だけでなく樹種や地形の影響によっても引き起こされる火災現象と考えられる。今回の大船渡市林野火災では、図1に示すように、地球観測衛星からでも樹冠火が発生した範囲を確認できる。

火災初期に延焼が急速に進んだ原因として、乾燥や強風による樹冠火の発生と、それによって飛散した火の粉が考えられる。さらに重要な要因としては、強風が継続したことが挙げられる。図2は、①2月19日に発生した火災(約300ヘクタール延焼)と②2月26日に発生した火災(約3,000ヘクタール延焼)における風速の時間変化を比較したものである。①の火災では、出火・覚知後に瞬間最大風速

が10m/s程度と弱まる傾向にあるが、②の火災では、瞬間最大風速が12～16m/sの強風が数時間にわたって継続している。このことから、出火後も厳しい気象条件が長時間継続していたことがわかる。林野火災の延焼リスクを評価するにあたって、風速に加えてその継続時間を考慮することが重要である。

2.2 岩手県内隊の消防活動

大船渡市近郊では、①2月19日発生の火災と②2月26日発生の火災の間に、2月25日にも隣の陸前高田市で林野火災が発生した。

このため、地元消防本部および大船渡市消防団、岩手県内隊は3件の林野火災の対応を継続して行うことになった。図3は、2月26日から3月10日までの地元大船渡市の消防隊と消防団に加え、岩手県内の応援隊の部隊数と隊員数の日次推移を示したものである。これより、岩手県内隊は緊急消防援助隊が派遣された期間も含め、2月26日の出火から火盛期を経て3月9日の鎮圧まで初期の配備部隊数を維持し、火災への対応にあたったことがわかる。

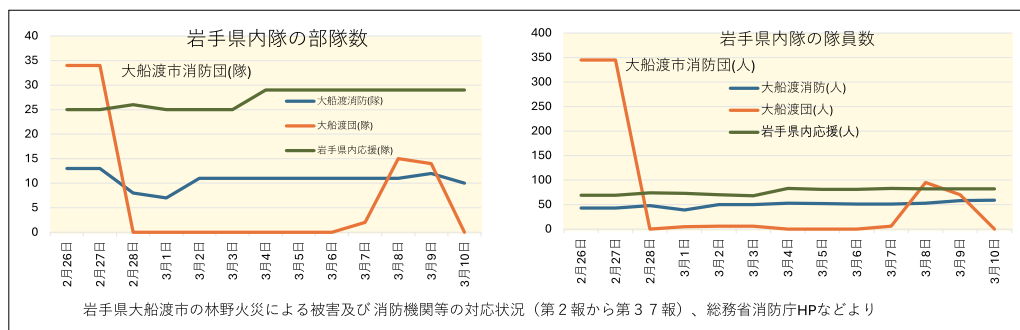


図3 岩手県内隊の部隊数と隊員数の推移

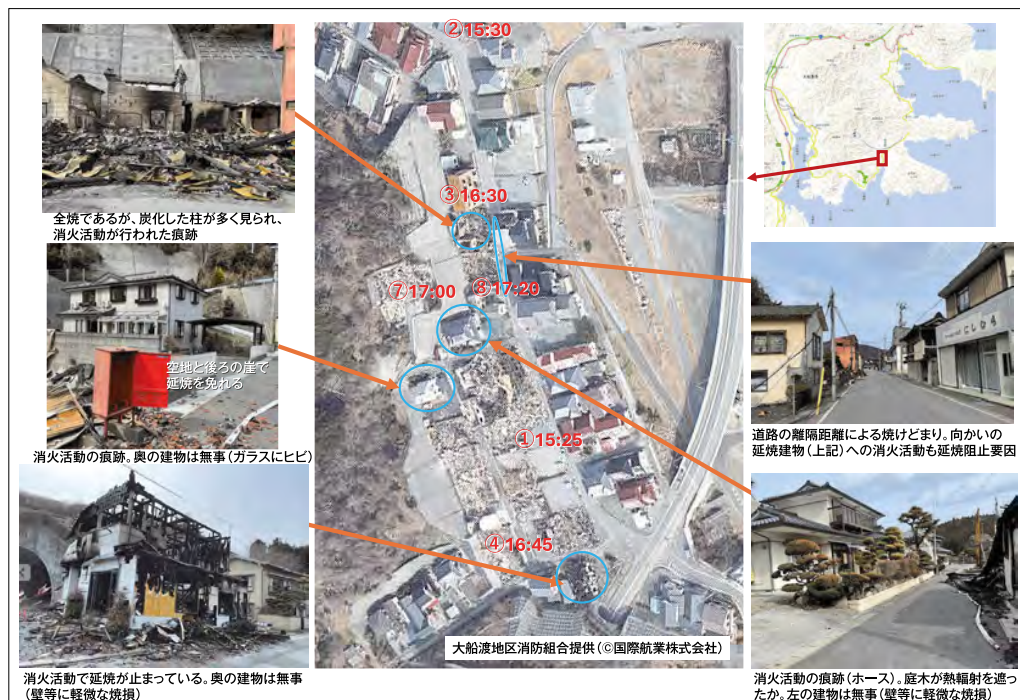


図4 綾里港地区の延焼状況と消防活動

※赤字の数字は出火場所と出火時刻(消防研究センター調査による)

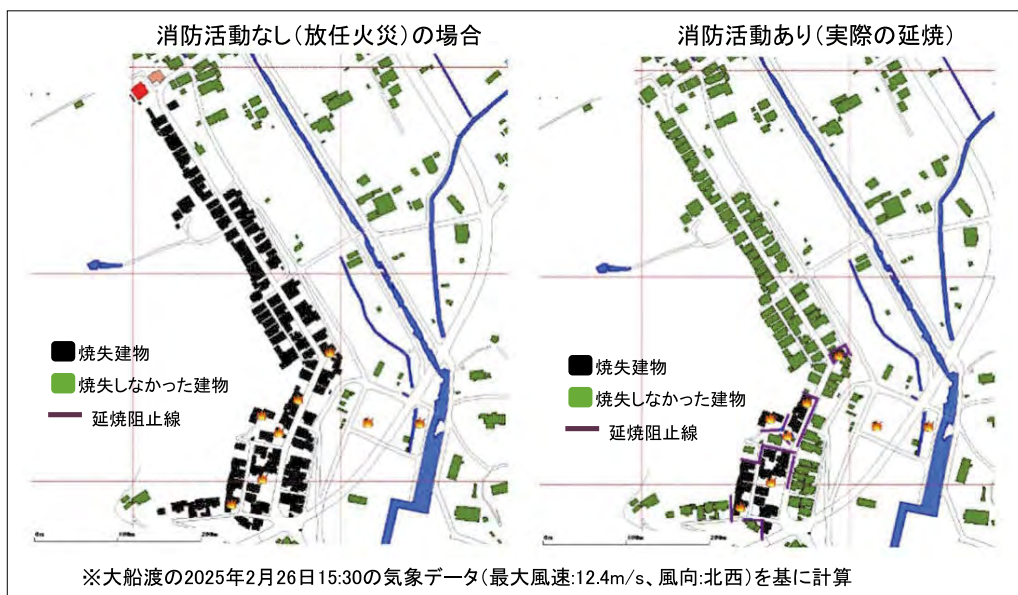


図5 綾里港地区における消防活動有無による延焼範囲のシミュレーション結果

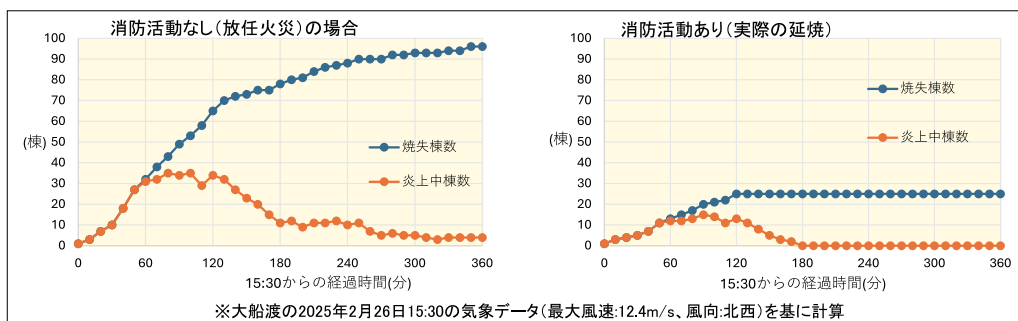


図6 綾里港地区における消防活動有無による延焼範囲のシミュレーション結果(焼失棟数の比較)

大船渡市消防団は、災害発生直後から消火活動、地域住民への避難呼びかけや誘導を行っていたが、避難指示により一時的に活動を中断し避難した。しかし、降雨後に活動を再開し、消火活動や中継送水だけでなく、夜間の見回り、残火処理など、多岐にわたる活動に従事し、火災の鎮火や住民の安全に大きく貢献した。

岩手県内隊は2月26日、綾里港地区で林野火災からの飛び火による住宅への延焼火災の消火活動を行った。消防研究センターの調査によると、15時25分から17時20分までの間に主に飛び火により8件の火災が発生した^[1]。

図5と図6は、綾里港地区における市街地

火災延焼シミュレーションを用いて、消防活動の効果を評価した結果である。この結果では、放任火災であった場合と消防活動が実施された場合とで、延焼範囲と焼失棟数を比較している。また、図6のグラフから、この地区における実際の焼失棟数は約25棟である。しかし、消防活動を実施しなかった場合の放任火災では出火後6時間以降も延焼し、焼失棟数は最終的には138棟となる。あくまでもシミュレーションによる比較ではあるが、消防活動を実施したことにより焼失棟数を約6分の1に抑えられた可能性があることがわかる。一方、最大炎上中棟数に着目すると、放任火災の最大炎上中棟数は約35棟になる

が、消防活動によりそれを約15棟に抑えていることがわかる。最大炎上中棟数の抑制は火面周長が短くなることを意味し、火災を鎮圧または延焼を阻止する際に必要となる部隊数を減らすことにつながる。

2.3 緊急消防援助隊の消防活動^[1]

火災の急速な拡大を受け、岩手県知事から消防庁長官に対して早期(覚知から約2時間半後)に緊急消防援助隊の応援要請がなされた。これを受け、15都道県から緊急消防援助隊が出動し、岩手県外から最大で500隊以上、約2,000名の隊員が派遣された。図7は、総務省消防庁の被害報に基づき、緊急消防援助隊の部隊数と隊員数の日次推移を示したものである。最大で500隊以上、隊員数にして約2,000名が陸上部隊と航空部隊等として派

遣され、火災が鎮圧された3月9日まで高い派遣数が維持されたことが読み取れる。

これらの部隊は延焼エリアを4つの方面に分け、「市街地への延焼阻止」を主目的として図8に示すような延焼阻止線を設定し、半島全体に展開して消火や延焼阻止にあたった。消防庁の検討会報告書において、今回の大船渡市林野火災の消防活動の特徴は以下のように説明されている。

- 陸上部隊は市街地への延焼阻止を主目的として半島全体で消火活動を実施した。
- 市街地への延焼を防止するため、延焼阻止線を設定するとともに安全を確保しつつ、林野内の消火活動を実施した。
- 24時間体制で活動できるようローテーションを組んで活動した。

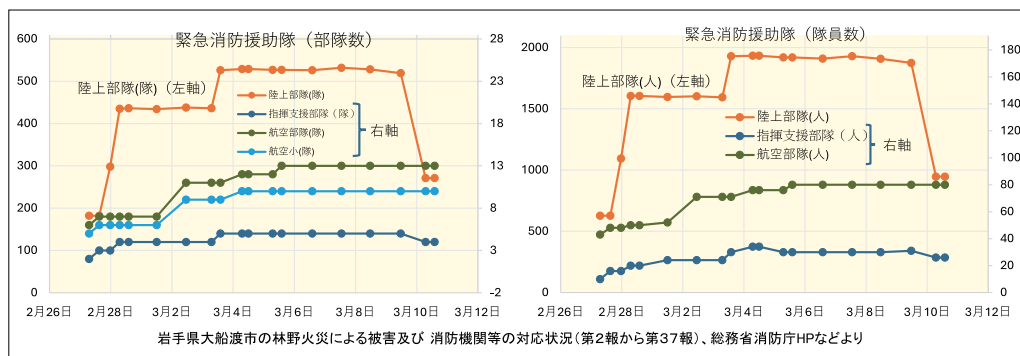


図7 緊急消防援助隊の派遣部隊数と隊員数の推移

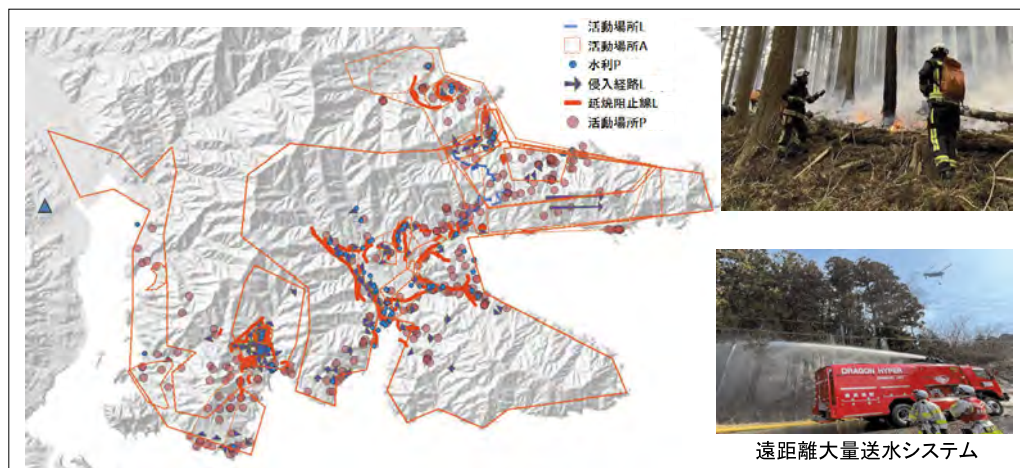


図8 緊急消防援助隊の活動範囲(2025年2月26日から3月17日までの活動内容を重ねて表示)

- 山間地における延焼状況把握のため、ドローンを活用した。
- 消火用水の確保のため、自然水利を用いて大量放水が可能な海水利用型消防水利システム(スーパーポンパー)などを活用した。
- 安全管理のため、消防防災ヘリと連携して空からの散水箇所に留意し、部隊の安全管理を実施した。

3. 大規模延焼火災における消防活動の効果について

日本の都市部で過去に発生した大規模火災では、地震による同時多発火災や強風の影響で、その地域の消防力を大きく上回る火災となった事例が多数ある。ここでは、過去の延焼火災の事例を基に、大規模延焼火災における消防活動の効果について述べる。

3.1 1995年阪神淡路大震災[2][3]

1995年の阪神・淡路大震災では、消防研究所(現・消防研究センター)により、神戸市長田区をはじめとした地域で発生した21カ所の延焼火災現場について、焼け止まり調査が実施された。表1は、焼け止まり線における焼け止まり要因別の延長距離とその内訳比率を示している。この結果から、耐火構造や空地などの要因で延焼が止まった場所、消防活動が加わって延焼を阻止できた場所を、焼

け止まり要因の比率から確認できる。例えば、図9に示す西代市場周辺(須磨区・長田区、焼損面積:34,000㎡)では、1,195mの焼け止まり線延長のうち23.6%にあたる282mが、放水等の消防活動によるものであった。また、21カ所の延焼火災全体では、16,752mの焼け止まり線延長のうち13.8%にあたる2,316mが、放水等の消防活動によるものであった。この調査から、耐火構造や防火壁、道路や空地などの物理的・空間的な要素に加えて、消防隊や住民による懸命な消火活動が延焼阻止と被害軽減に大きく貢献することが明らかになっている。

3.2 糸魚川市大規模火災[4][5]

2016(平成28)年の糸魚川市で発生した火災は、消火活動は出火から鎮火まで30時間以上を要し、焼損床面積は30,213㎡に及ぶ大規模延焼火災となった。この火災では、強風により風下へ飛散した火の粉による飛び火が約14件確認されており、延焼拡大の大きな要因となった。

図10は、飛び火の出火場所や当時の気象に基づき、出火6時間後までの延焼棟数をシミュレーションで推定した結果である。(1)消防活動なしの結果は、消防活動が行われなかった場合を仮定した放任火災の場合、また、(2)消火活動ありの結果は、消火活動などに

表1 焼け止まり線における焼け止まり要因別にみた延長距離とその内訳比率

地区名(区名)	焼け止まり要因		道路、鉄道		空地		耐火造、防火壁等		放水等の消防活動		合計
	延長(m)	比率(%)	延長(m)	比率(%)	延長(m)	比率(%)	延長(m)	比率(%)	延長(m)	比率(%)	
1) 太田中学校北(須磨)	110	31.4	145	41.4	30	8.6	65	18.6	350	100.0	
2) 太田中学校南(須磨)	165	38.8	75	17.6	55	15.9	130	30.6	425	100.0	
3) 太田4丁目(須磨)	65	48.9	25	22.2	33	28.9	0	0.0	113	100.0	
4) 横瀬ビル(須磨)	25	12.3	25	12.3	87	43.2	65	32.1	203	100.0	
5) 千歳小公園周辺(須磨)	258	46.9	58	9.1	142	22.4	138	21.7	606	100.0	
6) 高松病院周辺(長田)	812	64.6	298	23.7	124	9.9	23	1.8	1,258	100.0	
7) 西代市場周辺(須磨・長田)	280	23.4	255	24.7	337	28.2	282	23.6	1,195	100.0	
8) 水宮西公園周辺(須磨・長田)	195	42.0	539	23.0	525	25.7	116	8.3	2,345	100.0	
9) 日吉町2丁目(長田)	143	58.8	82	34.0	17	7.2	0	0.0	243	100.0	
10) 新長田駅南(長田)	625	59.1	119	11.3	258	24.8	97	4.7	1,099	100.0	
11) 野戸デパート南(長田)	262	24.3	170	15.7	365	33.8	263	26.2	1,060	100.0	
12) 細田町4丁目(長田)	117	35.8	97	33.0	50	16.9	30	10.1	296	100.0	
13) 柳船通2-3-4丁目(長田)	480	71.1	0	0.0	90	13.3	195	15.5	675	100.0	
14) 川西通1丁目(長田)	135	45.0	43	15.5	48	17.3	50	18.2	275	100.0	
15) 柳船通5-6丁目(長田)	234	24.1	242	24.9	270	28.0	124	12.8	970	100.0	
16) 常盤市場周辺(長田)	528	40.0	442	33.5	350	26.5	0	0.0	1,320	100.0	
17) 東沢橋7丁目(長田)	197	61.7	37	11.7	0	0.0	85	26.6	320	100.0	
18) 会下山南(長田)	642	25.4	942	34.3	695	25.0	472	17.2	2,749	100.0	
19) 中道通7丁目(長田)	178	58.7	40	13.2	53	17.4	32	10.7	303	100.0	
20) 魚崎町西5丁目(東灘)	170	35.5	53	19.5	123	25.8	90	18.9	475	100.0	
21) 青木駅南(東灘)	236	45.2	38	7.5	107	22.5	97	20.4	478	100.0	
以上の地区の総計	6,076	39.9	3,805	22.7	3,905	23.6	2,316	13.8	16,752*	100.0	

※この欄の延長合計は、各要因別の延長総計欄の合計である。

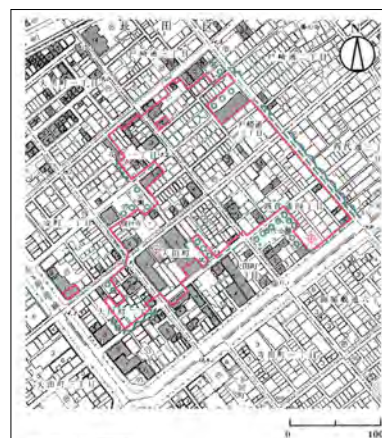


図9 西代市場周辺(須磨区・長田区、焼損面積:34,000㎡)の延焼焼け止まり線

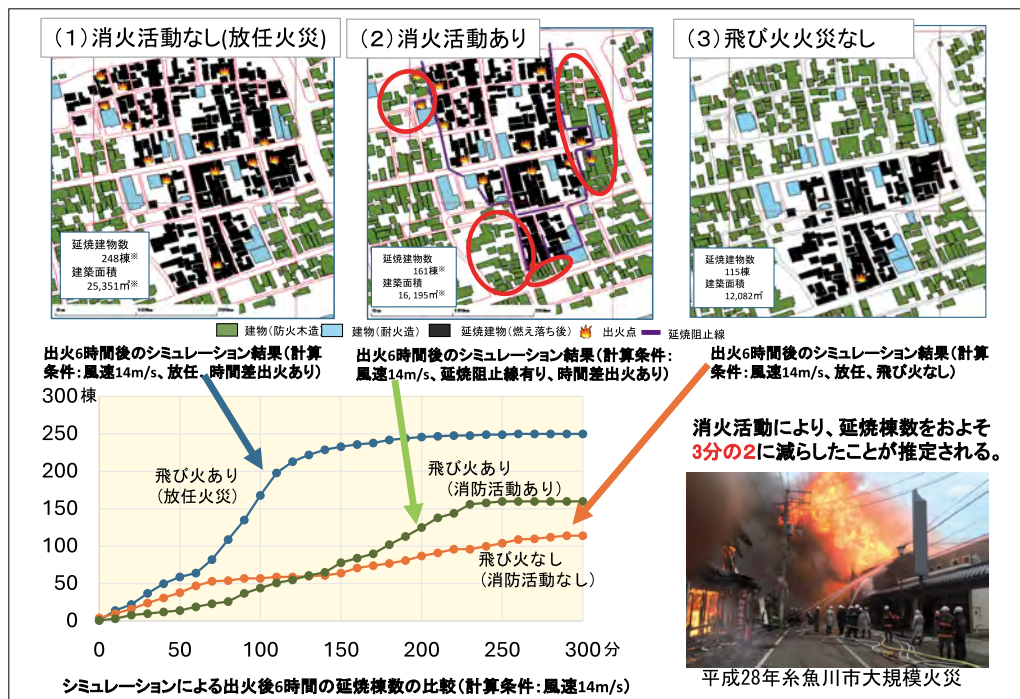


図10 2016年12月の糸魚川市大規模火災における焼失棟数のシミュレーション結果

よる延焼焼け止まりの状況を参考に延焼阻止線を設定してシミュレーションをした結果である。図10(2)の3つの赤丸で囲んだ部分は、消火活動がなければ延焼していたかもしれない領域を示している。延焼は風下の北側海まで到達するが、東西への延焼は、空地や耐火建物の効果も利用した消防活動により阻止されたと考えられる。

両者の延焼棟数を比較すると、(1)消防活動なしの場合は、延焼建物248棟であるが、(2)消火活動ありの場合は、延焼建物161棟となり、消防による放水活動などにより、延焼被害が約3分の2に抑えられたと考えることができる。

3.3 輪島市大規模火災^{[6][7]}

2024(令和6)年の能登半島地震では、輪島市朝市通り周辺で市街地火災が発生し、焼失面積約49,000㎡、焼損棟数約240棟に及ぶ大規模延焼火災となった。図11は、輪島市大規模火災において消防活動の有無による焼失棟数を、シミュレーションで比較した結果で

ある。消防活動が行われない放任火災の場合は、約600棟が焼失した可能性があることが、シミュレーションにより推定されており、この数値は、消防活動が行われた実際の火災の約2倍にあたる。言い換えると、この火災では、地震動に起因する水道管破損により断水が生じ消火栓が使えなかった、津波警報が発令されていたといった厳しい条件下にもかかわらず消火活動によって焼失棟数が約半分に抑えられたのだ。

大船渡市林野火災も含め、以上の火災事例は、手の付けられない大規模な延焼火災に見えるが、それぞれを調査・分析することにより、消防や地域住民による消火活動の効果があったということがわかる。効果を得た消火活動やその空間的な状況は、今後の大規模延焼火災への対応を行う上での戦術策定や装備開発の参考になると考えられる。

4. 大規模延焼火災への対策について

大船渡市林野火災の発生を踏まえ、総務省

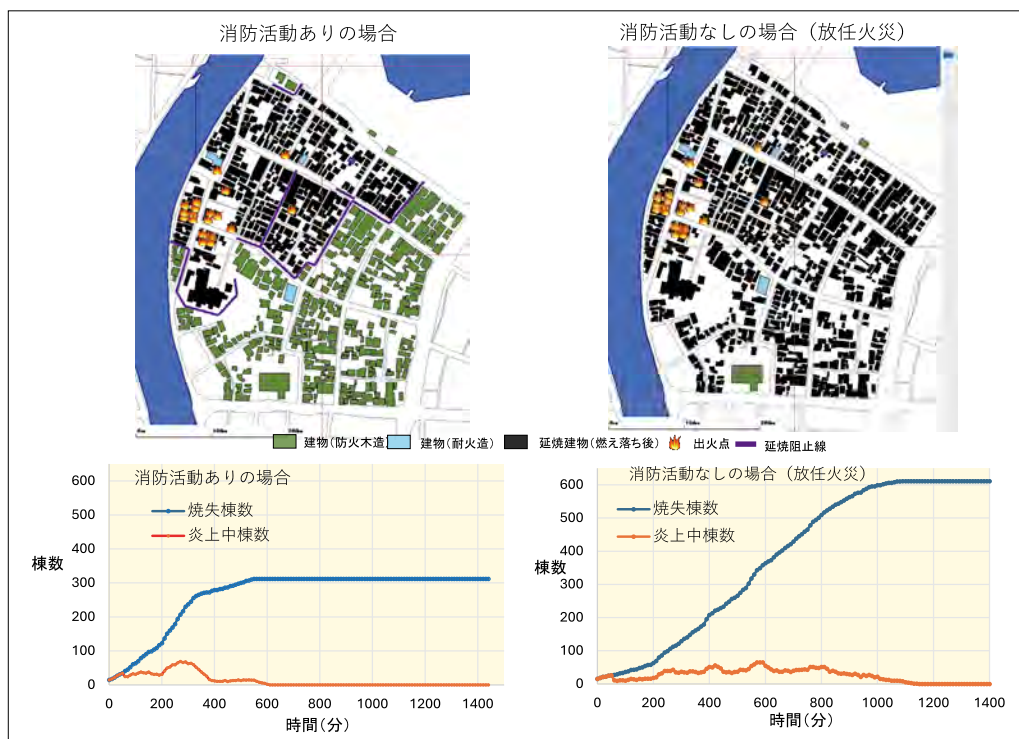


図11 2024年1月の輪島市大規模火災における焼失棟数のシミュレーション結果

消防庁では「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」において、今後の対策が検討された。また、文部科学省の科研費によっても林野火災に関係する多くの大学研究者が参加する調査研究プロジェクトが実施されている。

4.1 林野火災警報と飛び火警戒要領の見直し

消防庁の検討会報告書では、今後の対策として、林野火災における新たな予防・警報のあり方が盛り込まれた。表2のような具体的な気象指標に基づき、林野火災注意報が創設され、林野火災警報が既存の火災警報の運用に発令基準を加える形で提言された。

これに基づき、消防庁からは「火災予防条例(例)の一部改正について(通知)」^[8]が、2025(令和7)年8月29日に全国の自治体へ通知された。各自治体では、2026(令和8)年1月1日以降に林野火災に関する注意報や警報発令が行えるよう条例改正等の運用準備とその導入が進んでいる。林野火災警報

等が発令されると、

- 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 屋外において、花火(がん具用を含む。)を行わないこと。
- 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。
- 屋外において、爆発しやすい物や落ち葉などの燃えやすい物の近くで喫煙しないこと。
- 屋外において、たばこの吸がらや灰を捨てる際は、火が確実に消えていることを確認し、処理すること。

などのように火の使用が制限される。林野火災のリスクが高まっていることを受けて、罰則を伴う火気の利用制限という具体的な対策強化が行われた。実際、筆者の住む東京都西部の自治体においても、2026年1月中には3回の林野火災警報が発令されたが、実際には大きな林野火災は発生しなかった。これは、当時、林野火災の出火・延焼のリスクは非常に高かったものの、住民一人一人が屋

表2 検討会で提示された林野火災注意報と林野火災警報の発令基準

	(仮称) 林野火災注意報	(仮称) 林野火災警報 (既存の消防法に基づく火災警報の制度を活用)
発令指標 (案)	前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下 ※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、この限りでない。	左記の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合
内 容	屋外での火の使用等について注意喚起 (罰則なし)	屋外での火の使用等の制限 (罰則あり)

外での火の使用を控えたことで失火がなく、大きな火災が発生しなかったことを示唆している。この点が地域の住民に適切に理解されるよう、今後の広報活動が重要である。

併せて、消防庁は「飛び火警戒要領の見直し等について(通知)、消防消第463号、令和7年10月29日」^[9]を発出した。従来の「強風下における消防対策について」は、主に市街地火災が想定されていたが、今回の見直しでは、林野火災における樹冠火やWUI火災を考慮した内容となっている。具体的には、延焼阻止線付近や飛び火のリスクがあるエリアにおいて、消防機関による予備注水(予防散水)を実施することや、地域住民に対して建物への予防散水や窓の閉鎖を呼びかけることなどが盛り込まれた。

4.2 「2025年大船渡市山林火災の総合調査研究」の取り組み

大船渡市林野火災を受け、科学的な知見に基づいた対策を強化するため、文部科学省において、科研費による緊急的な研究プロジェクトとして、「2025年大船渡市山林火災の総合調査研究」が立ち上げられた。この研究は、温帯湿潤地域である日本で発生した大規模WUI火災である大船渡市林野火災を対象に、そのメカニズム解明と復興モデルの構築を目指すものである。研究組織は東京理科大学、東京大学、消防研究センターなど全18機関、計40名で構成され、以下の5つのテーマで横断的な調査研究が進められている。

○テーマA(リスク評価モデル)：出火直後の

延焼速度、乾燥条件、地形と延焼動態の関係、消防活動の影響評価

- テーマB(市街地側の調査)：市街地の延焼状況、飛び火の実態、避難行動の調査
- テーマC(生態系・物質循環)：森林生態系や土砂移動への影響解明
- テーマD(山林復興)：焼損木のモニタリングと利用可能性評価
- テーマE(社会科学的検討)：市街地の復旧過程調査と、WUI火災からの復興モデルの提案

この研究プロジェクトの成果は、今回の大規模火災の要因解明にとどまらず、将来のWUI火災に対するリスク評価や、より効果的な消防・避難体制の構築に科学的根拠を与えるものとして期待されている。なお、本稿の内容の一部は、テーマA消防活動の影響評価の研究で得られた成果である。

5. おわりに

2025(令和7)年11月18日に大分県大分市佐賀関の密集住宅市街地において発生した火災は、焼損棟数187棟におよぶ大規模延焼火災になった。さらに、飛び火により、林野へと延焼拡大したことから、鎮圧まで8日以上を要した。林野火災と市街地火災は、そもそもそれぞれが主に木質の燃焼であり、出火リスクは湿度や火気の有無、延焼拡大は風速と強風による飛び火の有無などが、延焼速度や被害量を増大させる要因として共通している。林野・市街地近接地域においては、両方の火

災延焼リスクを一体のものとして、被害軽減のための対策を行うことが重要となる。

例えば、

(1) 延焼リスクの低減(事前防災)

荒廃林野の再整備や、市街地における建物の不燃化、道路拡幅など、燃え広がりにくい環境の物理的な構築

(2) 出火防止

林野火災注意報や林野火災警報の的確な運用と遵守、電気火災の防止など火災予防の推進、さらに、地震火災の抑止のための感震ブレーカーの普及促進

(3) 初期対応

地域住民による迅速な初期消火、消防本部や消防団による火災の早期覚知体制促進の整備

(4) 延焼阻止(地域消防力の充実強化)

資機材の高度化やその整備、予防散水などによる飛び火防御、延焼シミュレーションに基づく延焼阻止線の設定や焼損を抑えるための戦略的な消火活動

(5) 防災リテラシーの向上

住民が地域の火災リスクを適切に理解し、被害軽減のための行動に習熟することを目指した、広報や意識啓発などの継続的な取り組みが挙げられる。

一方、気象庁の気候変動に関する報告^[10]によると、「極端な大雨の発生頻度や強度は全国平均では増加するが、雨の降らない日も

増加する」と予測されている。また、環境省が令和4年3月に公表した「気候変動影響評価報告書^[11]」には、「年平均気温の上昇や無降水期間の長期化により、森林土壌の含水量低下、表層土壌の乾燥化が進行」、森林の現状と課題として、「気温の上昇は、大気乾燥化等を通して、スギ人工林の成長に影響を及ぼすことが予想される」とされている。今回の大船渡市林野火災における大規模な樹冠火の発生とその後の延焼拡大が、これら要因に無関係とはいえない。

気候変動による火災リスクの高まりに加え、少子高齢化・人口減少といった大きな課題があり、地域における火災対応力の維持や向上が難しい状況にある。上記に挙げた対策のうち、都市計画や森林整備に関係するものは労力や時間を要するため、行政と住民が一体となって粘り強く取り組むことが重要である。

謝辞

本稿の一部は、日本学術振興会 科学研究費助成事業(特別研究促進費)「2025年大船渡市山林火災の総合調査研究」(課題番号:25K21634)の助成を受けて行われたもので、消防研究センター 阿部伸之氏、消防防災科学センター 遠藤真氏との共同研究の成果をまとめたものです。また、現地調査にご協力いただいた大船渡地区消防組合をはじめ、関係機関の皆様にも深く感謝申し上げます。

【参考文献】

- [1] 総務省消防庁, 大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書, 令和7年8月.
- [2] 自治省消防庁消防研究所, 兵庫県南部地震における神戸市内の市街地火災調査報告(速報), 1995年3月.
- [3] 関沢愛, 研究レポート「阪神・淡路大震災における火災の発生状況と焼け止まり状況について」, 消防防災の科学, No.040(1995春号), pp.45-54.
- [4] 総務省消防庁, 糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会報告書, 平成29年5月.
- [5] 消防大学校消防研究センター細川直史/高梨健一, 市街地火災延焼シミュレーションの概要とその活用について(2), 月刊フェスク, 2020年4月号, pp.50-57.
- [6] 総務省消防庁, 輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書, 令和6年7月.
- [7] 総務省消防庁, 令和6年能登半島地震に伴い石川県輪島市で発生した大規模市街地火災に係る消防庁長官の火災原因調査報告書, 令和6年5月28日.
- [8] 総務省消防庁, 火災予防条例(例)の一部改正について(通知), 消防予第383号・消防特第159号, 令和7年8月29日.
- [9] 総務省消防庁, 飛び火警戒要領の見直し等について(通知), 消防消第463号, 令和7年10月29日.
- [10] 気象庁, 日本の気候変動, https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ccj/2025/html_honpen/cc2025_honpen_5.html (2026年12月2日アクセス)
- [11] 環境省, 気候変動影響評価報告書 概要版, 令和4年3月.



令和7年版消防白書の概要

消防庁総務課

近年、激甚化・頻発化する災害等から国民の生命、身体及び財産を守る消防の果たす役割は益々増大しており、毎年刊行する消防白書で、その活動について紹介しています。

令和7年版消防白書(令和8年1月20日閣議配布)では、特集において、大規模林野火災への対応、近年の大規模災害等への対応、緊急消防援助隊の充実強化、マイナ救急の全国展開を

はじめとする救急体制の確保・充実、消防団を中核とした地域防災力の充実強化、国民保護施策の推進及び消防分野におけるDX・新技術の活用 の推進について記載していますので、その概要をご紹介します。

なお、詳細は、[消防庁ホームページ](#)に掲載していますので、ご覧ください。

特集1 大規模林野火災への対応

※被害情報は令和7年11月20日時点

【令和7年に発生した主な林野火災の状況】

■岩手県大船渡市における林野火災への対応

- 本火災はそれまでの記録的な降水量の少なさ、発生日前後の乾燥、強風、地形等の影響により急激に拡大し、我が国の林野火災としては昭和39年以降最大、約60年ぶりの記録的なものとなった。
- 令和7年2月26日に消防庁長官から緊急消防援助隊の出動の求めを行い、最終的に15都道府県から緊急消防援助隊が出動、岩手県内応援部隊、地元消防本部も含め、1日当たり最大2,100人体制で地上及び空中の両方から消火活動に従事した。
- 大船渡市消防団は、自らも被災した団員もいる中、被害状況の情報収集や消防隊と連携した消火、残火処理などの活動に従事した。特に、団員から大船渡市の防災部局に提供されたSNS画像・映像により迅速な避難指示の発令につながった。

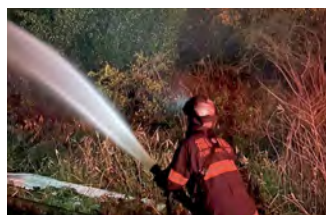


大船渡市火災現場周辺の様子

	岩手県大船渡市における林野火災	愛媛県今治市における林野火災	岡山県岡山市における林野火災
覚知時刻	令和7年2月26日13:02	令和7年3月23日15:53	令和7年3月23日15:02
鎮圧時刻	3月9日17:00	3月31日11:00	3月28日12:00
鎮火時刻	4月7日17:30	4月14日15:00	4月11日12:00
人的被害	死者1人	負傷者4人	—
建物被害	住家90棟、非住家136棟	住家5棟、非住家22棟	非住家6棟
焼損面積	約3,370ha	481.6ha	486ha
緊急消防援助隊の活動規模	延べ7,618隊、2万8,225人、ヘリコプター10機(15都道府県から出動)	延べ636隊、2,301人、ヘリコプター6機(8府県から出動)	—



岩手県大船渡市における林野火災での大船渡市消防団による活動の様子



愛媛県今治市における林野火災での緊急消防援助隊による活動の様子



岡山県岡山市における林野火災での岡山市消防局による活動の様子

【火災の検証と今後の対応】

- 消防庁では、岩手県大船渡市における林野火災を踏まえ、消防防災対策のあり方について検討を行った。
- 林野火災注意報・林野火災警報の創設・的確な発令や、緊急消防援助隊や常備消防、消防団の更なる充実強化など、消防防災対策の強化に一層注力することとしている。



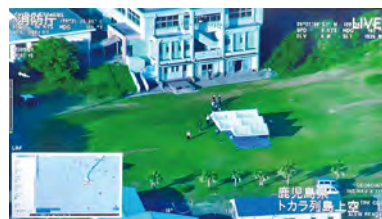
「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」手交式の様子

特集2 近年の大規模災害等への対応

※被害情報は令和7年11月14日時点

【トカラ列島近海を震源とする地震】

- 令和7年6月21日から鹿児島県のトカラ列島近海で地震活動が活発化した。6月30日、7月2日には震度5弱、7月3日には震度6弱を観測した。
- 鹿児島県は、7月3日に鹿児島県防災ヘリが情報収集を実施し、避難場所の映像を官邸対策室等に共有した。
- 悪石島等の消防団員は、7月3日の震度6弱の地震発生後、被害状況の把握や避難誘導を行った。また、その後も島に残り、島民の安否確認等を継続して行った。



十島村悪石島の避難場所の様子（鹿児島県防災ヘリコプターから提供）

人的被害
報告なし

【カムチャツカ半島付近を震源とする地震】

- 令和7年7月30日8時25分頃にカムチャツカ半島付近を震源とするマグニチュード8.8の地震が発生し、北海道から宮古島・八重山地方にかけて津波警報・津波注意報が発表された。最大で約200万人を超える住民に避難指示が発令された。
- 消防庁では、猛暑の中、津波警報・注意報が長時間継続したことから、避難者の熱中症予防対策に関する留意事項について周知した。

人的被害
死者1人、負傷者19人

【令和7年8月6日から大雨】

- 8月6日から12日にかけて、北日本から西日本の広い範囲で大気の状態が非常に不安定となり、各地で24時間降水量が観測史上1位を更新するなど記録的な大雨となった。
- 熊本県においては、県内応援隊3消防本部が八代広域行政事務組合消防本部へ出動し、相互応援協定により長崎県、佐賀県、鹿児島県の防災ヘリが情報収集活動や救助活動を行った。

人的被害	住家被害
死者8人、負傷者40人、行方不明者1人	11,373棟



救助活動の様子（八代広域行政事務組合消防本部提供）

【令和7年9月3日から大雨】

- 9月3日からの大雨により、関東地方や東海地方、九州地方において広範囲に降雨による浸水等が発生し、静岡県で牧之原市から吉田町にかけては国内最大級の強さの竜巻が発生した。
- 静岡県消防局は、家屋等の応急対策として、緊急性や危険度を踏まえて、市民に直接被害が及ぶ可能性のある事案への対応を行った。

人的被害	住家被害
死者2人、負傷者95人	5,543棟



消防機関による高所作業の様子（静岡県消防局提供）

特集3 緊急消防援助隊の充実強化

【緊急消防援助隊の沿革】

- 平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害における人命救助等をより効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制として、同年6月に緊急消防援助隊が創設された。
- 創設当初1,267隊であった登録隊数は6,731隊(令和7年4月1日現在)まで増加し、地震、火災、土砂・風水害などのあらゆる種別の大規模災害に対して、発足から令和7年11月までに47回出動し、人命救助活動等を実施してきた。



搜索救助活動の様子(令和6年9月奥能登豪雨)



残火処理の様子(愛媛県今治市林野火災)

【緊急消防援助隊基本計画の改定】

- 南海トラフ地震など切迫する大規模災害に的確に対応できるよう、消火、救助及び救急の主要3小隊、後方支援小隊、航空小隊等の増隊に加え、情報統括支援隊、安全管理部隊及び救急特別編成統括部隊を新たに創設し、登録目標隊数を7,200隊とした。
- 能登半島地震において大型車両の陸路進出が難しく、自衛隊等と連携して陸路・空路から進出したことを受け、災害の様態に応じた進出手段や車両の選定・編成を行うなど、部隊運用の強化を図った。
- 令和8年度に北海道及び宮城県で実施予定の第7回全国合同訓練を通じて緊急消防援助隊の充実強化を図る。



第6回(静岡県)緊急消防援助隊全国合同訓練の様子



【令和7年岩手県大船渡市林野火災等を踏まえた取組】

- ヘリやドローン等を活用した的確な情報把握体制、応援要請基準の明確化による早期の応援要請体制を構築していく。
- 林野火災に有効な車両・資機材等の整備、安全管理の徹底、航空部隊における消火活動の強化を進めていく。



ヘリの活動の様子(岩手県大船渡市林野火災)

特集4 マイナ救急の全国展開をはじめとする救急体制の確保・充実

【救急業務の現況】

- 令和6年中の救急自動車による全国の救急出動件数は771万8,380件、救急自動車による搬送人員は676万9,172人となり、集計を開始した昭和38年以降、最多となった。
- また、現場到着所要時間の平均は約9.8分、病院収容所要時間の平均は約44.6分となっており、いずれも新型コロナウイルス禍前の令和元年と比べ延伸している。

【マイナ救急の全国展開】

- マイナ救急とは、マイナ保険証を活用し、病院選定等に資する傷病者の情報（診療・薬剤情報、特定健診情報等）を把握する取組であり、より適切な処置や円滑な搬送先の選定が可能となる。
- 令和7年10月1日から、全国全ての720消防本部、5,334隊の救急隊（常時運用救急隊の98%）で一斉に実証を開始している。
- あわせて、マイナ救急の認知度向上を図るため、多様なメディアを活用した広報を実施しているほか、マイナ救急システムの機能拡充等について検討を進めている。



政府広報テレビCM・SNS広告



マイナ救急事業イメージ

【増大する救急需要への対応】

■救急安心センター事業（＃7119）の推進

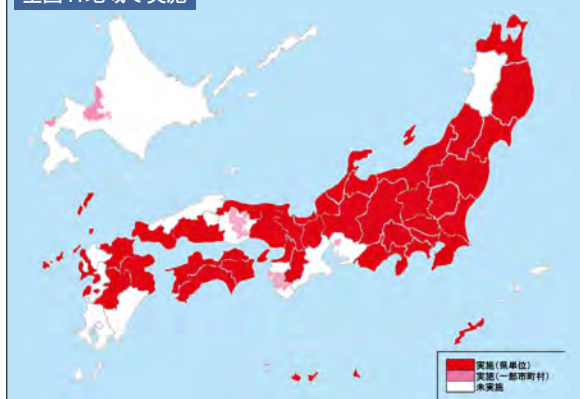
- 住民が急な病気やケガをしたときに、「救急車を呼んだほうがいいのか」、「今すぐ病院に行ったほうがいいのか」など判断に迷った際の相談窓口として、医師・看護師・救急救命士から電話でアドバイスを受けることができる救急安心センター事業（＃7119）の導入を推進している。

■日勤救急隊の導入促進

- 救急隊員の多様な働き方と日中に多い救急需要への対策の観点から、地域の実情に応じ、いわゆる日勤救急隊の導入検討を促進している。

全国41地域で実施

※令和7年度末予定



救急安心センター事業（＃7119）の普及状況

特集5 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

【消防団の現状】

- 消防団員数は年々減少。令和7年4月1日現在、前年に比べ1万4,458人減少し、73万2,223人となっている。
- 一方、入団促進に向けて重点的に取り組んできた女性消防団員数(前年比3.1%増)、学生消防団員数(前年比6.3%増)、機能別消防団員数(前年比7.0%増)については、継続して増加している。

消防団員数の推移



女性消防団員数の推移



学生消防団員数の推移



機能別消防団員数の推移



【消防団の充実強化の取組】

■幅広い住民の入団促進

- 女性や若年層をはじめとする幅広い住民の入団促進に向けた取組の参考となるよう、消防団員の魅力発信や負担軽減などのノウハウ等を記載した「消防団員の確保に向けたマニュアル」を令和7年1月に作成した。
- 「消防団の力向上モデル事業」により、消防団員が活動しやすい環境づくりやデジタル技術の活用など、新たな社会環境に対応する取組を支援している。

■装備等の充実強化

- 令和7年度から、消防団設備整備費補助金の対象資機材としてドローンと一体的に整備するタブレット端末などを新たに追加した。
- 令和6年能登半島地震を踏まえ、令和7年度から、狭隘な道路や悪路でも通行が可能なオフロードバイクを新たに無償貸付対象の消防車両に追加した。
- 令和7年度から、消防団員のドローン資格(一等・二等無人航空機操縦士)取得に係る経費について、特別交付税措置が講じられている。



救助用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付



消防団設備整備費補助金補助対象の一例

特集6 国民保護施策の推進

【安全保障環境等を踏まえた国民保護施策の進展】

■避難実施要領のパターン作成促進

- 各市町村において、国民保護事案の発生時、住民の避難のための避難実施要領を円滑に定められるよう、消防庁では、あらかじめ複数パターンを作成しておくことを促進するための取組を進めている。
- 消防庁を含む国の関係省庁、沖縄県、先島諸島5市町村（石垣市・宮古島市・多良間村・竹富町・与那国町）等が協力し、武力攻撃予測事態に至る状況を想定した、九州・山口各県への広域避難に係る図上訓練を実施している。消防庁としては、図上訓練で得られた避難手段や避難経路等の考え方について、パターンへの反映を促すなど、避難の実効性向上に向けた取組支援を進めている。



避難実施要領のパターンを複数作成する市町村の割合の推移

■避難施設の指定促進等

- 消防庁では、爆風等からの被害を軽減する緊急一時避難施設について、関係省庁と連携し、地方公共団体における、指定の取組を促進している。



緊急一時避難施設の推移



緊急一時避難施設のうち地下施設の推移



緊急一時避難施設（地下施設）の例（東京駅）

■特定臨時避難施設の整備

- 政府として、武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る具体的取組の一として、「特定臨時避難施設の整備」を位置付け、消防庁においては、先島5市町村のうち竹富町及び多良間村における特定臨時避難施設の整備を支援することとしている。

	竹富町	多良間村
整備場所 (予定)	新築する(西表島)大原庁舎の地下 整備予定地	新築する移住定住促進住宅の地下 整備予定地
平時の利用方法 (予定)	会議室・事務室	多目的ホール・事務室

竹富町及び多良間村における特定臨時避難施設の整備予定地

■国民保護共同訓練の充実強化

- 国民保護措置に関する国と地方公共団体との共同訓練について、消防庁では、内閣官房と連携し、誘導ミサイルを想定した住民避難訓練など、全国における取組を一層推進している。



弾道ミサイルを想定した住民避難訓練

特集7 消防分野におけるDX・新技術の活用の推進

【DX・新技術の活用の推進体制】

■消防庁における推進体制

- 消防庁では、消防分野におけるDXや新技術の活用を推進するため、令和7年4月に消防庁総務課内に「技術戦略室」を設置した。

■消防技術戦略会議

- 消防庁では、中長期的な視点に立って消防技術戦略のあり方を検討するため、「消防技術戦略会議」を開催しており、今後、継続的に研究開発等を推進していく重点分野を設定するとともに、関係機関との相互連携の強化、現場実装・導入の推進等に取り組んでいく。



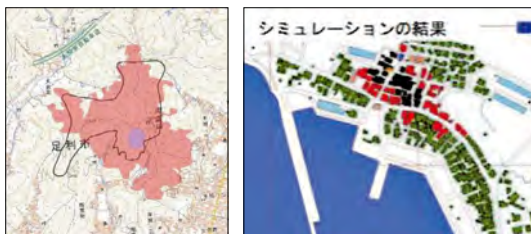
消防技術戦略会議の様子

【研究開発・実用化の状況】

- 消防庁では、消防研究センターや、「消防防災科学技術研究推進制度」(競争的研究費)の活用により、新技術の研究開発・実用化を推進している。

■林野火災対応に活用可能な延焼シミュレーション

- 大船渡市林野火災を踏まえ、高い精度で林野火災の延焼拡大状況を予測し、林野と市街地にまたがる延焼拡大や、飛び火の飛散範囲などについて評価できる延焼シミュレーションの研究開発を進めている。



林野火災対応に活用可能な延焼シミュレーションのイメージ

■AIを活用した救急隊運用最適化

- 救急隊の現場到着所要時間を短縮するため、AIを活用した救急隊運用最適化に関する研究開発を進めている。令和7年には、12消防本部が導入に向けた検討を行っており、このうち4消防本部においては実証研究が行われている。



AIを活用した救急隊運用最適化手法

■環境配慮型石けん泡消火剤を活用した新たな空中消火戦術の研究開発

- 大船渡市林野火災を踏まえ、環境に配慮した石けん泡消火剤を活用した新たな空中消火戦術を確立するための研究開発を進めている。



火災の延焼 — 空中消火戦術のイメージ

トピックス 1

林野火災注意報・林野火災警報の創設・的確な発令等

- 「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」において、林野火災における予防・警報のあり方について提言されたことを踏まえ、消防庁では、火災予防条例(例)を改正した。
- 具体的には、林野周辺の区域において住民等に火の使用制限の努力義務を課す仕組みである林野火災注意報と、消防法に基づき火の使用制限を行う仕組みである林野火災警報を創設するとともに、火災予防条例(例)にたき火の届出制度を明確に位置付けた。

林野火災注意報及び林野火災警報の発令指標(案)と内容

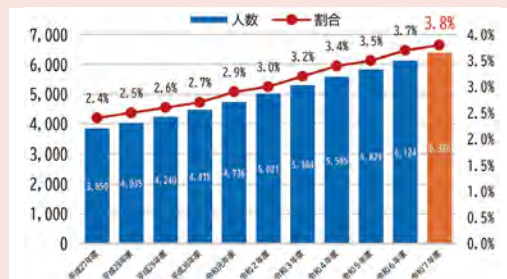
	林野火災注意報	林野火災警報 (既存の消防法に基づく火災警報の制度を活用)
発令指標 (例)	前3日間の合計降水量が1mm以下 + 前30日間の合計降水量が30mm以下、または、乾燥注意報が発表 ※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、この限りでない。	左記の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合
内容	屋外での火の使用等について注意喚起(罰則なし)	屋外での火の使用等の制限(罰則あり)

※各市町村において、地域の特性等に応じて発令指標に調整を加えることや、対象地域を限定することを可能とする。

トピックス 2

消防における女性の活躍推進に向けた取組

- 消防庁では、消防本部全体の目安となる女性消防吏員の比率に関する新たな目標として、将来的に女性消防吏員の比率を10%程度まで引き上げることとし、まずは、5年後(令和13年度)までに採用者に占める女性の比率を10%以上にすることとした。



女性消防吏員の割合の推移



採用者の状況

トピックス 3

熱中症による救急搬送の状況及び予防啓発の取組

- 令和7年(5月～9月)における全国の熱中症による救急搬送人員は10万510人となり、集計を開始した平成20年以降、最多となった。
- 消防庁では、熱中症予防啓発用コンテンツをHPに掲載するとともに、適切なエアコンの使用等の基本的な熱中症予防対策の実施を呼びかけた。また、都道府県や消防本部に対して、夏季を待たずして早期の予防啓発の実施などについて依頼した。



平成20年～令和7年の熱中症による救急搬送人員の推移



熱中症予防啓発コンテンツ

トピックス
4

簡易サウナ設備の特性に応じた防火安全対策

- 屋外においてテントやバレルの中に放熱設備(サウナストーブ)が設置される簡易なサウナが全国で増加していることを踏まえ、実験等により安全性の検証を行い、その特性に応じた火災予防対策を取りまとめた。
- 消防庁では、簡易サウナ設備の特性に応じた防火安全対策のため、放熱設備と周囲の可燃物との離隔距離について、可燃物に引火しない距離を保つこととするなど、所要の法令等の改正を行った。



バレル型サウナ



テント型サウナ



サウナ室内の温度状況

トピックス
5

セルフ式ガソリンスタンドにおけるAI活用

- 各分野において技術革新やデジタル化が急速に進展している中、セルフ式ガソリンスタンドにおいては、従業員が行う安全確認等にAIを活用することで業務の効率化を図ることが期待されている。
- 一定の条件下においてAIが従業員に代わって自動的に給油許可を行う条件付自動型AIシステムを活用できるよう、実証実験を行った結果を踏まえ、導入に係る安全基準の整備を進めている。



実証実験を行っているセルフ式ガソリンスタンド

トピックス
6

国際協力・国際交流の推進

- 開発途上国の消防防災能力の向上に資するため、消防庁では毎年度、我が国の消防技術、制度等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを開催しており、令和6年度はインドネシアで実施した。
- 開発途上国の災害対応能力や、「顔の見える国際協力」などを目的として、消防本部や消防団で不用となった消防車両等を開発途上国に無償で寄贈している。

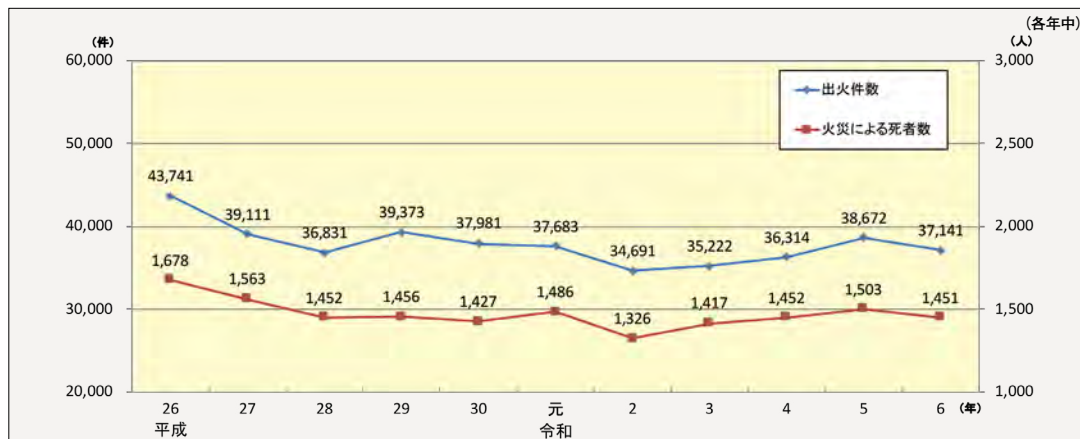


車両寄贈時における技術指導(令和7年3月 カンボジア)

基本項目 火災予防 ～出火件数・火災による死者数～

- 全国における各年の出火件数と火災による死者数は長期的に減少傾向で推移しているが、近年はおおむね横ばいとなっている。
- 令和6年中の出火件数は3万7,141件(前年比1,531件減少)であり、10年前の84.9%。
- 火災による死者数は1,451人(前年比52人減少)であり、10年前の86.5%。

出火件数及び火災による死者数の推移

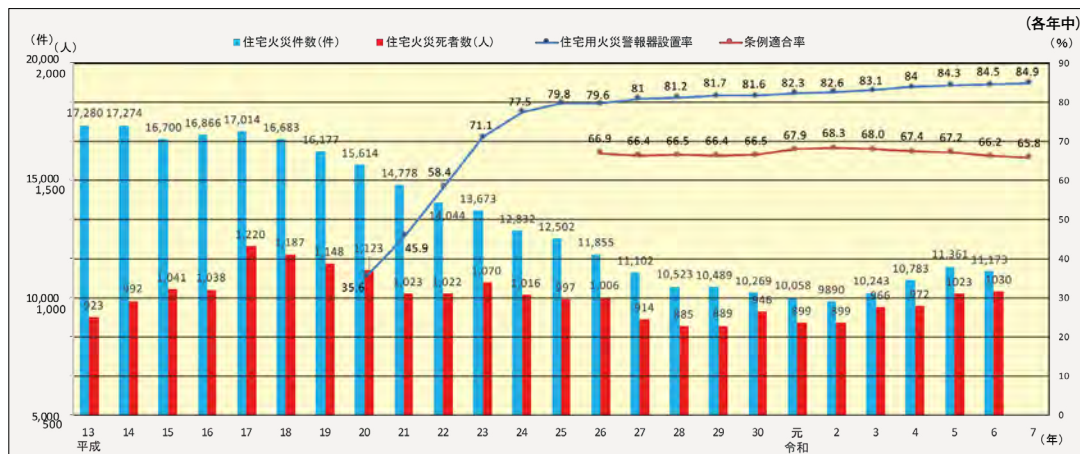


(備考) 1 「火災報告」により作成
2 「出火件数」については左軸を、「火災による死者数」については右軸を参照

基本項目 火災予防 ～住宅火災件数・死者数、住宅用火災警報器設置状況～

- 火災による死者の多くが住宅火災により発生。
- 令和6年中の住宅火災件数は1万1,173件(前年比188件減少)、死者数は1,030人(前年比7人増加)。
- 住宅用火災警報器の設置率は年々上昇しており、令和7年6月1日時点で全国の設置率は84.9%、条例適合率は65.8%となっている。

住宅火災件数(放火を除く)・死者数(放火自殺者等を除く)、住宅用火災警報器設置状況の推移

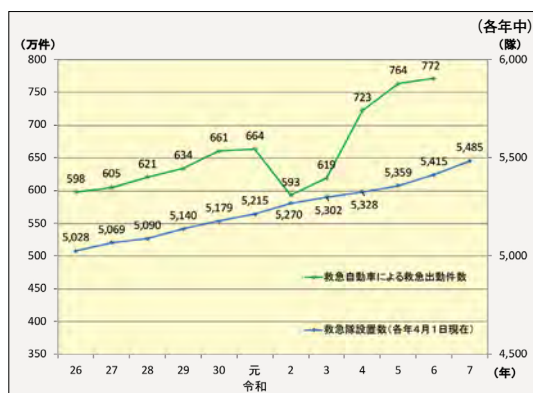


(備考) 1 「火災報告」及び「住宅用火災警報器の設置状況等調査結果」により作成
2 「設置率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一か所以上設置されている世帯(自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。)の全世帯に占める割合である。
3 「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯(自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。)の全世帯に占める割合である。
4 令和7年の住宅火災件数及び住宅火災死者数は、未確定

基本項目 救急体制 ～救急業務の実施状況～

- 令和6年中の救急自動車による救急出動件数は、約772万件(前年比約8万件増加)。
- 令和7年4月1日現在の救急隊設置数は、5,485隊(前年比70隊増加)。
- 令和6年中の現場到着所要時間の平均は約9.8分(新型コロナウイルス感染症禍(以下「新型コロナ禍」という。)前の令和元年と比べ約1.1分延伸)。
- 令和6年中の病院収容所要時間の平均は約44.6分(新型コロナ禍前の令和元年と比べ約5.1分延伸)。

救急自動車による救急出動件数及び救急隊設置数の推移



救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移

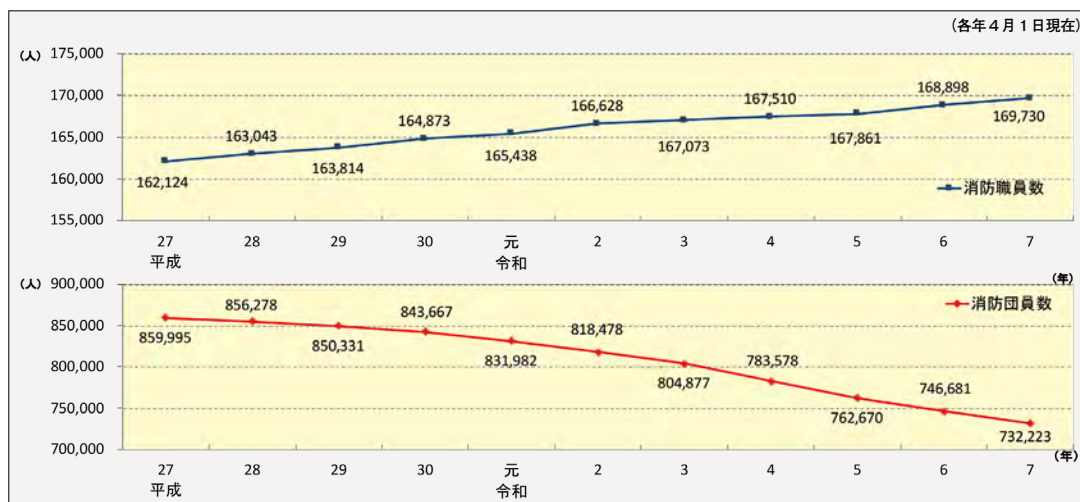


- (備考) 1 「救急年報報告」により作成
 2 左のグラフは、「救急自動車による救急出動件数」については左軸を、「救急隊設置数(各年4月1日現在)」については右軸を参照
 3 右のグラフは、「現場到着所要時間」については左軸を、「病院収容所要時間」については右軸を参照

基本項目 消防体制 ～消防組織～

- 消防本部(令和7年4月1日現在)
 - ・ 720消防本部、1,716消防署を設置。消防職員数は16万9,730人(前年比832人増加)。
- 消防団(令和7年4月1日現在)
 - ・ 消防団数は2,169、消防団員数は73万2,223人(前年比1万4,458人減少)。
 - ・ 消防団は市町村の非常備の消防機関。全ての市町村に設置。

消防職員数、消防団員数の推移



- (備考) 1 消防職員数は「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 2 消防団員数は「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防団の組織概要等に関する調査」により作成



令和7年度 全国消防防災主管課長会議の開催

消防庁総務課

都道府県の消防防災主管課、東京消防庁及び指定都市消防本部を対象とした全国消防防災主管課長会議を一般財団法人自治体衛星通信機構の中継配信により開催しました。

会議では、大沢消防庁長官から挨拶を行った後、消防庁の各課室長等から消防関係予算(案)や地方財政措置、消防庁の施策等に関する説明を行いました。予防課からは、「住宅防火対策及び地震火災対策(感震ブレーカー普及

推進について)」「火災予防関係の基準改正について」「火災予防分野のデジタル化について」に関して、説明を行っております。

会議の様子は、一般財団法人自治体衛星通信機構のホームページで動画配信しておりますので、下記よりご覧ください。

一般財団法人自治体衛星通信機構 消防チャンネル
<https://www.lascom.or.jp/movie/shobou>

令和7年度 全国消防防災主管課長会議 次第

(令和8年1月30日(金))

	説明項目等	説 明 者	
1	消防庁長官挨拶	消防庁長官	大沢 博
2	令和7年度消防庁補正予算及び令和8年度消防庁予算案	総務課長	大塚 大輔
3	消防分野における技術戦略施策について 消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究費)について 消防分野における新技術の現場実装の取組について	技術戦略室長	千葉 修平
4	女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組について 男性職員の育児休業等取得促進について 消防本部におけるハラスメント等への対策について 緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当について 令和8年度地方財政措置(消防庁関係) 消防の広域化及び連携・協力の推進について 大船渡市林野火災を踏まえた飛び火警戒要領の見直し等について 津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画等の策定について	消防・救急課長	田中 雄章
5	救急業務の現状 マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化の全国展開の推進 救急安心センター事業(＃7119)の全国展開 熱中症予防対策の強化 日勤救急隊の導入検討 病院救急車や患者等搬送事業者の活用 救急業務のDX推進	救急企画室長	岡地 俊季
6	令和7年度の内閣府防災の取り組みについて	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当)	小林 弘史
7	トイレカーの整備 防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備 指定避難所における避難者の生活環境改善(厨房設備、入浴設備、洗濯設備等)	防災課長	天利 和紀

7	指定緊急避難場所における一時的な滞在のための防災東屋や防災コンテナの整備	防災課長	天利 和紀
	避難行動要支援者対策について		
	地方公共団体における業務継続計画		
	地方公共団体における受援計画		
	地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源の整備		
	防災拠点となる公共施設等の耐震化等		
	地方防災会議における女性委員の積極的な登用・防災分野における女性の参画促進		
	市町村の災害対応力強化のための研修・訓練		
	市町村長による危機管理の要諦・令和6年度の災害を中心とした事例集		
	外国人に対する災害時の情報発信		
	地方公共団体と郵便局が連携した取組の推進について		
	市区町村の防災体制について		
8	住宅防火対策及び地震火災対策(感震ブレーカー普及推進について)	予防課長	渡辺 剛英
	火災予防関係の基準改正について		
	火災予防分野のデジタル化について		
9	セルフ給油取扱所におけるデジタル技術の活用について	危険物保安室長	加藤 晃一
	「可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所」の明確化について		
	危険物保安分野のデジタル化について		
10	危険物規制事務に関する諸課題について	特殊災害室長	中越 康友
	林野火災対策について		
	石油コンビナート等における災害対策について		
航空機火災対策について			
休 憩			
11	令和8年度 教育訓練計画について	消防大学校副校長	日高 真実
12	消防研究センターの取り組み	消防研究センター 技術研究部長	畑山 健
13	国民の保護に関する基本指針の変更等について	内閣官房副長官補(事態 対処・危機管理担当)付参 事官補佐	井上 卓磨
14	国民保護に関する最近の諸課題について	国民保護室長	三浦 宏
15	消防団を中核とした地域防災力の充実強化	地域防災室長	旗野 敏行
16	災害発生時における被害状況の速やかな報告について	応急対策室長	原尻 賢司
17	大規模災害時の地方公共団体からの応援職員の派遣について	総務省自治行政局 応援派遣室 課長補佐	小比類巻 啓吾
18	災害時の住民への情報伝達	防災情報室長	西室 洋介
	地域衛星通信システムの第三世代化に係る調整		
	自治体・消防本部における衛星通信システム等の整備		
	統計情報		
	災害時の映像情報収集・共有		
19	消防指令システムの高度化等	総務省総合通信基盤局 移動通信課 課長補佐	田代 広宣
	災害時における携帯電話基地局の強化対策の必要性について		
	能登半島地震における携帯基地局の停波状況について		
	携帯基地局強化の具体的対策について		
	国・自治体・事業者の役割分担について		
20	対策を実施する箇所、地域、期間について	広域応援室長	功刀 岳秀
	令和7年度補正予算、令和8年度当初予算における要件緩和項目について		
21	緊急消防援助隊の充実強化について	参事官	櫻井 泰典
	救助技術の高度化の推進		
国際協力の推進			



令和8年度点検資格者オンライン再講習の実施に寄せて

一般財団法人日本消防設備安全センター業務部講習課

令和3年度から順次始めてきた点検資格者オンライン再講習ですが、これまで多くの方にご受講いただき、令和8年度で6年目を迎えます。ここまで当センターのオンライン講習を受講された有資格者の皆様には感謝申し上げます。

受講者の皆様のニーズにお応えしながらオンライン講習の実施を進めてまいりましたが、これまでの歩みを皆様の声とともにご紹介したいと思います。

オンライン講習の変遷

これまで皆様のご意見・ご要望を踏まえながら、以下のとおり受講状況の改善に努めてまいりました。

(1)申込期間・受講期間の拡充について

【皆様から寄せられたご意見】

「年間を通して講習の実施回数を増やし、申込期間、受講期間を長く設定してほしい。」

年1回から4回に実施回数を拡大し、令和7年度からは更に申込期間・受講期間を延長しました。

(2)ホームページ上の専用サイトの拡充

【皆様から寄せられたご意見】

「ホームページから専用サイトへのアクセスや一連の手続きが分かりにくい。」

ホームページ上の専用サイトからの電子申請入口画面の構成を見直して、新規登録とマイページへのログインにおける操作性の向上を図りました。

また、一連の手続きをまとめた手順書の作

成や専用サイトの記載事項の重要項目を整理するなど適宜情報を更新しています。

(3)講習受講料の決済方法の拡充

【皆様から寄せられたご意見】

「クレジットカード払い以外にも決済方法の選択肢を増やしてほしい。」

コンビニ収納にも対応し、全国にある主要なコンビニ各社(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート他3社)の店頭で払込番号を使って、現金での支払いができるようになりました。これにより法人による経理処理の利便性を向上させました。

オンライン講習修了者の方の声

次に当センターのオンライン講習を修了された受講者の方の主な声をここでご紹介させていただきます。

「近場の対面講習開催日程を失念して、初めてオンラインで講習を受けました。受講中に顔認証が外れると警告表示がでる煩わしさはありますが、1日で視聴する必要もなく、視聴画面にある専用ボタンから別の日でも快適に受講ができたのは便利でした。」

「会場まで行かなくても子育てをしながら受講ができて助かりました。講習修了後、免状が届くまで少し時間が空きますが、マイページから修了証が発行できるので良かったです。」

「更新時期に入院することになったので、入院先でも免状の更新ができて嬉しかったです。受講期間中であれば一度視聴済みの講習動画は繰り返し、早送りや巻き戻しをしながら視聴もできて復習にもなりました。」

安全センターから受講にあたってのお願い

ここまで上記のとおり皆様のご意見を踏まえながら受講環境の整備を図ってまいりましたが、その反面、現在の講習状況を注視していく中で、今後の継続的なオンライン講習の実施とサービス向上のためにも、これから受講いただく方には以下の点について、ご理解・ご協力をいただけると幸いです。

右記の状態での受講は固くお断りしています。皆様の安全のため、ご理解とご協力をお願いします。

これからも誠心誠意、皆様の声に耳を傾けながら、円滑にオンラインで資格の更新ができるように鋭意努めていきたいと存じますので、

- ・車の運転中など道路交通法違反となる状態での受講は、重大な事故を招く恐れがあるだけでなく、罰則の対象にもなります。受講は絶対におやめください。また、その他法令に抵触する行為も慎んでください。
- ・交差点や駅構内、商業施設等の人混みの中での歩きスマホによる受講は大変危険です。衝突トラブルなどに巻き込まれたり、重大な事故に直結したりする恐れがありますので、危険な状態での受講は絶対におやめください。

今後とも当センターのオンライン講習を何卒よろしくお願いいたします。

～資格の適切な維持・管理に～
点検資格者ONLINE再講習

第1種消防設備点検資格者、第2種消防設備点検資格者
防火対象物点検資格者、防災監視点検資格者

＜受講の流れ＞
安全センターの専用サイトからメールアドレスを登録後、申込～決済、
動画視聴～一連の手続きがWebで完結！
また、インターネットに接続できるPC、スマホ、
タブレット、カメラ機能が使用できればOK！

＜準備をするもの＞
受講を希望する資格の点検資格者免状があれば受講可能！
第1種消防設備点検資格者免状、第2種消防設備点検資格者免状
防火対象物点検資格者免状、防災監視点検資格者免状

- ・申込後の受講期間中は24時間いつでも受講可能
- ・スマホ・PCに自分のペースで受講可能
- ・画面を壁にせず、自宅などの好きな環境で受講可能
- ・クレジットカード決済かコンビニ払いで申込後、受講可能

R8年度オンライン再講習について

1. 講習区分：①第1種、第2種消防設備再講習
②防火対象物点検再講習③防災監視点検再講習

2. 講習実施スケジュール

第1回目	第2回目
【申込期間】 令和8年7月1日～ 令和8年7月24日	【申込期間】 令和8年9月1日～ 令和8年9月24日
【受講期間】 令和8年7月7日～ 令和8年8月11日	【受講期間】 令和8年9月8日～ 令和8年10月12日

第3回目	第4回目
【申込期間】 令和8年11月2日～ 令和8年12月1日	【申込期間】 令和9年1月2日～ 令和9年3月2日
【受講期間】 令和8年11月10日～ 令和8年12月15日	【受講期間】 令和9年1月19日～ 令和9年3月22日

3. 受講手数料：講習費第1種、2種—5,980円、防火対象物—11,620円、防災監視—8,830円
(テキスト料、テキスト送料及び受講後の資格書の郵送料を含まず。)

※申込後のキャンセルは不可となります。

2. 申込方法
安全センターのホームページからお申込みください。
詳細は点検資格者オンライン再講習専用サイトをご確認ください。

日本消防設備安全センター
TEL: 03-3204-1329

点検資格者オンライン再講習以外に
消防設備士オンライン講習も実施して
おります。こちらは当センターホー
ムページ上に別途専用サイトを設け
ていますので、詳細の確認は以下の
URLをご参照ください。

【専用サイト】

📄 <https://fesc-setsubishi-online.jp>

～資格の適切な維持・管理に～
消防設備士ONLINE講習

受講の流れ 受講環境 準備をする物

安全センターの専用
サイトからメールアド
レスを登録後、申込から
決済、講習動画視聴が
Web上で完結

インターネットに接続
できるPC、スマホ、
タブレットで、カメラ
機能があればOK！

消防設備士免状が
あれば受講可能！

- ・申込後の受講期間中は24時間いつでも受講可能
- ・スマホ・PCに自分のペースで受講可能
- ・画面を壁にせず、自宅などの好きな環境で受講可能
- ・クレジットカード決済かコンビニ払いで申込後、受講可能

R8年度オンライン講習について

1. 講習区分：①特種消防設備等②防火設備③監視設備④避難設備・消防用
2. 講習実施スケジュール

第1回目	第2回目
【申込期間】 令和8年4月7日～ 令和8年5月24日	【申込期間】 令和8年7月1日～ 令和8年12月1日
【受講期間】 令和8年4月14日～ 令和8年6月14日	【受講期間】 令和8年7月7日～ 令和8年12月22日

第3回目
【申込期間】 令和9年1月12日～ 令和9年3月2日
【受講期間】 令和9年1月19日～ 令和9年3月12日

3. 受講手数料：7,000円(テキスト代及びテキスト送料を含まず。)

※申込後のキャンセルは不可となります。

2. 申込方法
安全センターのホームページからお申込みください。
詳細は消防設備士オンライン講習専用サイトをご確認ください。

日本消防設備安全センター
消防設備士ONLINE講習
e-Learningシステム

TEL: 03-3204-4026



これからの時代を見据えた 防災センター等の基準改正 について

東京消防庁予防部予防課

はじめに

現在、我が国における人口動態は大きな転換期を迎えており、少子高齢化の進行による将来の労働力不足は、防災センターの運用体制の維持にも大きな影響を及ぼしつつある。一方、都市部においては建築物の高層化・大規模化が進展し、防災センターの設置数も増加傾向にある。このような状況下において、将来にわたり持続可能な自衛消防体制を確立するためには、安全性を確保しながら運用の合理化を図る新たな仕組みの導入が不可欠である。

この課題に対応するため、東京消防庁では、東京都知事の諮問機関である火災予防審議会からの提言を踏まえ、「防災センターの遠隔監視の基準」及び「機械システム等の活用による防災センター要員の対応行動の合理化に関する基準」を策定し、防災センターの技術上の基準の一部を改正した。本稿では、その改正の趣旨と概要について紹介する。

防災センター制度の位置づけ

防災センターは、防火対象物に設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等及び各種防災設備に係る情報を集約し、防災上の運営管理を一元的に行うとともに、火災時には消防隊や自衛消防隊の活動の拠点として機能するなど、極めて重要な役割を担っている。一定規模以上の大規模な防火対象物は、消防法施行規則により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作等を一括して行うための総合操作盤を防災センター等に設置することが義務付けられている。これに加え、東京都(稲城市及び島しょ地域を除く。)では、火災予防条例第55条の2の2に該当する大規模な防火対象物については、防災センターの運用体制について強化が図られており、火災時に消防活動の拠点として適切に機能するための位置、構造、機能の要件に加え、火災発生時における防災センター要員の対応行動等に関する防災センター管理計画を定めるなどの運用面の要件が求められる。

また、防災センター等の基準の確認について



火災予防審議会の様子

は、消防事務の効率化、関係者の時間的負担の軽減、防火対象物の安全性の確保から、第三者機関による評価（以下「防災センター評価」）が行われている。

改正の概要

今回の改正は、防災センターにおける人員確保の困難化や、情報通信技術の進展といった社会的背景を踏まえ、従来と同等以上の安全性を確保しながら、防災センターの運用体制の合理化を図ることを目的として実施されたものである。改正は、大きく分けて以下の2点である。

第一に、防災センターの集中管理の形態として、新たに「遠隔監視場所で監視等を行うもの」を追加した点である。従来は、防火対象物ごとに、当該防災センター内又は同一敷地内の監視場所に必要な人数の防災センター要員を常時配置する必要があったが、本改正により、防火対象物の敷地外に設けた遠隔監視場所において消防用設備等の監視等を行うことが可能となった。また、一の遠隔監視場所において複数の防火対象物の監視を行う「複数棟監視」が可

能となり、防災センター要員の兼任を前提とした柔軟な人員配置が認められることとなった。

第二に、火災発生時の防災センター要員の対応行動について、監視カメラやセンサー、通信機器等の機械設備又は情報通信技術等を活用した対応行動（以下「システム等活用行動」）に代替することを可能とした点である。従来は、人による対応を前提としていた対応行動について、一定の要件の下でシステム等活用行動を認めることにより、防災センター要員の対応行動の合理化が図られることとなった。また、導入については、多様な方法を柔軟に取り入れるため、第三者機関による個別評価を必要とすることとした。以下では、遠隔監視に関する基準及びシステム等活用行動に関する基準の概要について順に説明する。

防災センターの遠隔監視に関する基準

■ 遠隔監視場所による監視

火災予防条例第55条の2の2に基づく防災センターにおいて、監視対象物（遠隔監視場所から監視等を行う防火対象物をいう。）にスプ

リンクラー設備が設置されていることや、公開時間又は従業員時間外において実施することなどの一定の要件を満たすことで、遠隔監視場所での監視が可能となった。火災等の発生時は、遠隔監視場所を起点として防災センター要員が必要な対応行動を行う体制となり、遠隔監視場所に配置された「遠隔監視員」が遠隔監視盤により火災状況を把握し、必要な指示を行うとともに、遠隔監視場所から監視対象物に駆け付ける「応援要員」又はあらかじめ監視対象物の防災センターに配置されている防災センター要員が現場対応を行うなど、防災センター要員の配置形態に応じた体制により対応が行われる。

なお、遠隔監視を導入する場合においても、防災センターに求められる役割に変わりはなく、火災時には、限界時間内（9分⁷⁴⁷⁷＋ α 以内）に必要な対応行動を完了することを前提としている。

■複数棟監視の導入（図1参照）

本改正の大きな特徴として、一の遠隔監視場所において、2以上の異なる監視対象物の監視を行う「複数棟監視」ができることとなった点が挙げられる。従来は防火対象物ごとに防災センター要員を確保する必要があったが、複数棟監視においては、遠隔監視場所の防災センター要員が複数の監視対象物の防災センター要員を兼任することができ、近隣の防火対象物

での効率的な人員配置が可能となった。

また、複数棟監視を行う場合、遠隔監視場所はいずれかの監視対象物内に設けることも可能であり、一般的には、防災センター内に設置されることが想定される。一方で、複数棟監視を行う場合、防災センター要員の管理体制が複雑化するおそれがあることから、応援要員は一の遠隔監視場所からのみ各監視対象物に駆け付ける体制とする点に留意が必要である。

■人員配置の要件

複数棟監視における人員配置については、安全性を確保する観点から一定の要件を定めており、第一に、遠隔監視場所には、火災発生時に当該火災の対応を行う要員と、その他の監視対象物の監視を継続する要員として、2名以上の遠隔監視員を配置することが求められる。これは、火災対応中であっても他の監視対象物の監視体制を維持するためであり、複数棟監視を行う上での基本的な人員配置要件である。第二に、不測の事態に備え、防災センター要員数の合計は、遠隔監視場所と監視対象物の合計数以上（遠隔監視場所を監視対象物内に設ける場合は監視対象物の合計数以上）確保することである。これらの要件により、複数棟監視による人員の合理化を図りつつも、複数の防火対象物で同時に安全管理が機能する体制を担保している。

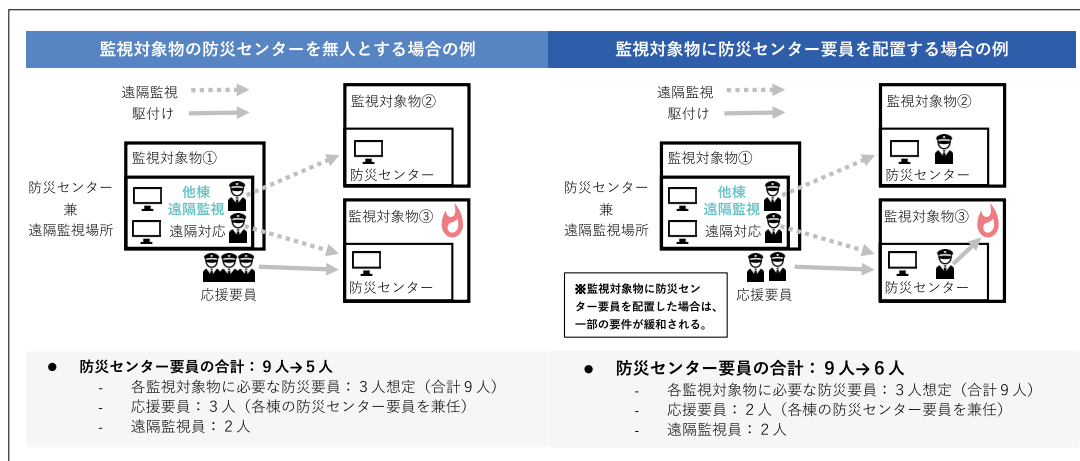


図1 複数棟監視の人員配置の例

機械システム等の活用による防災センター要員の対応行動の合理化に関する基準

■システム等活用行動の導入

今回の改正のもう一つの柱は、防災センター要員が実施すべき対応行動の一部を、システム等活用行動に代替することを認めた点である。従来、防災センター要員の火災時の対応行動は、全て人によって行うことを前提として整理されてきた(表参照)。しかし、近年のデジタル技術の進展により、機器を活用しても同等以上の確実性をもって目的を達成できるケースが増えてきた。例えば、電気錠の施錠信号により防火区画の形成を確認することや、セキュリティセンサーにより在室者の有無を確認することなどがこれに当たる。火災予防審議会で検討された事例では、このシステム等活用行動を導入することで、対応行動時間を大幅に短縮できるほか、必要な防災センター要員数の削減も可能であることが確認され、自衛消防活動の大幅な合理化が図られることが示されている(図2)。

■代替する場合の要件

システム等活用行動を導入するためには、単に機器を設置すればよいわけではなく、次の3つの観点に基づく要件を満たす必要がある。

①行動の確実性

代替対象となる対応行動の目的を確実に達成できるものであることとともに、システム等活用行動中に、当該行動に用いる機器に不具合が生じた場合においても、防災センター要員がその他の手段により対応行動の目的を達成できるよう、当該手段が定められていること。また、システム等活用行動の導入に伴い、火災発生時に特定の防災センター要員に過重な負荷が生じないよう、自衛消防活動全体における防災センター要員間の負荷バランスが考慮されていること等が求められる。

②機器等の信頼性

機器の故障がシステム全体の機能不全に直結しないよう措置を講じるとともに、故障時に安全側に機能するフェイルセーフ設計であること。要員が容易に状況を把握し操作できる分かり

表 防災センター要員の対応行動の例

No.	対応行動項目等	時間(秒)	
1	総合操作盤等の発報表示箇所の確認時間		
2	防災センターからインターホン等で仮眠室への連絡		
3	仮眠状態からの行動開始		
4	仮眠室から防災センターまでの移動時間		
5	役割分担の指示、携行品の準備等に要する時間		
6	防災センターから階段、非常用エレベーターまでの移動時間		
7	非常用エレベーターに乗り込んでから動き出すまでの時間		
8	階段、非常用エレベーターによる目的階までの移動時間		
9	非常用エレベーターが停止し、扉が開いて降りるまでの時間		
10	階段、非常用エレベーターから想定出火場所付近までの移動時間		
防災要員の現場駆付け時間(小計)			
以下の行動は○名で分担して行う。		①	②
11	火点を探す時間		
12	消火器による消火時間		
13	火点から非常電話等までの移動時間		
14	非常電話等で現場の状況を防災センターへ連絡するのに要する時間		
15	火点から屋内消火栓設備等までの移動時間		
16	屋内消火栓設備等を延長するための準備に要する時間		
17	出火場所まで屋内消火栓設備等のホースを延長する時間		
18	屋内消火栓設備等による消火時間		
19	防火区画の形成及び避難状況の確認に要する時間		
20	共同住宅の場合の出火室の逃げ遅れの確認及び出火室の防火戸の閉鎖(ドアの部分で室内に呼びかける)に要する時間		
21	共同住宅で、出火室の両隣の室へ避難の呼びかけをするのに要する時間		
22	排煙設備の起動に要する時間		
想定出火場所での対応行動終了時間(小計)			
対応行動終了までの予測時間(合計)			

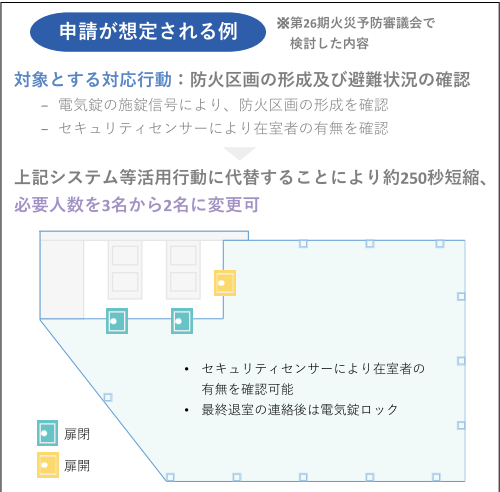


図2 システム等活用行動の例

やすいインターフェイスであること等が求められる。

③性能の維持管理

システム等活用行動の有効性並びに当該行動に用いる機器の機能及び性能が維持されるよう日常点検や定期点検の方法等の維持管理計画が定められていること。さらに、3年ごとに1回以上で検証を行い、システム単体だけでなく、一連の行動として機能していることを確認すること。

なお、検証は、評価を行った評価機関又は第一種防火安全技術者講習修了者の立会いのもとで行うことが求められる。

システム等活用行動評価の活用について

近年のデジタル技術の進展を踏まえて、機器を活用した合理的な対応行動への代替を認めることとしたが、システム等活用行動に用いられる機器の構成や仕様が多様であるため、一律の基準によって運用するのではなく、代替する場合の要件への適合性について第三者機関による評価制度を活用し防火対象物ごとの個別評価（以下「システム等活用行動評価」）を実施することとした。これにより、画一的な基準で新技術の導入を妨げることなく、客観的な評

価を通じて安全性、実効性のある対応行動を導入することが可能となる。評価の対象は機器そのものではなく、当該システム等活用行動が所要の目的を確実に達成できるかという対応行動（運用を含む一連の行動）である点が重要である。申請者は、既存の「防災センター評価」に加え、この「システム等活用行動評価」を申請し、評価書の交付を受ける。評価書を添付して、所轄消防署へ集中管理計画届出書を届け出ることで、運用を開始できる仕組みである。

おわりに

今回の改正は、防災センター要員の確保が年々困難となる中で、現場の実情を踏まえた実行性のある制度運用を可能とするための重要な一歩である。

一方で、遠隔監視やシステム等活用行動は導入すれば安全性が高まるものではない。機器等の信頼性、障害時の措置、運用手順、要員の教育、維持管理、検証といった運用面を含め、必要な対応行動を確実に完了できる体制として整備されてはじめて、制度趣旨と合致する。本改正が、現場の実効性向上と合理的な体制整備の両立に資するよう、制度の適正な運用と知見の蓄積を進めていきたい。

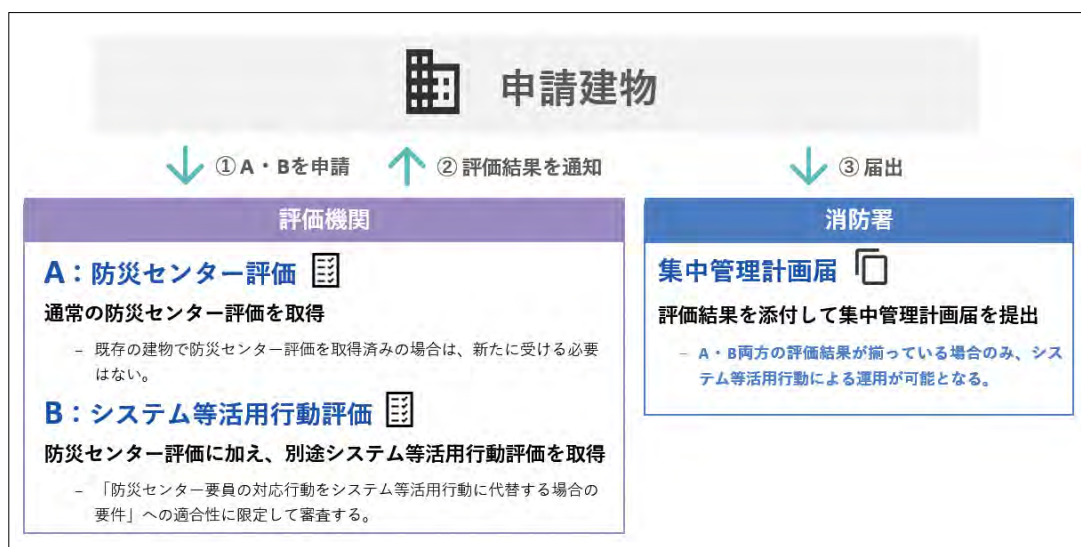


図3 防災センター評価とシステム等活用行動評価の流れ



クレモナ避難はしご

一般財団法人 日本消防設備安全センター 認定品

イザというときお役に立ちます。



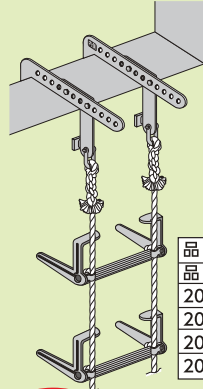
災害や火災から尊い生命を守る命綱

屋外への脱出には軽くて扱い易い避難はしご「オリールⅡ型」

オリールⅡ型

(可変フック式)

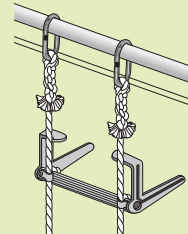
認定番号はしー002号



オリールⅡ型-B

(カラビナ式)

認定番号はしー002-1号



品名	オリールⅡ型(可変フック式)	品名	オリールⅡ型-B(カラビナ式)
品番	全長有効長用途	品番	全長有効長用途
2013	4.5m 3.9m 2階用	7013	4.4m 3.9m 2階用
2016	5.4m 4.8m 2階用	7016	5.3m 4.8m 2階用
2022	7.3m 6.7m 3階用	7022	7.2m 6.7m 3階用
2025	8.3m 7.7m 3階用	7025	8.2m 7.7m 3階用



トーヨー消防器工業株式会社

〒136-0074 東京都江東区東砂 2-1-13 TEL.03(3646)7227(代)

<http://www.toyosyokaki.jp>

芦森工業製 消防用／消火栓用ホース自主回収のお願い

当社は消防用／消火栓用ホースの一部に消防法令上の規格に適合しない製品の自主的回収を行っています。
下記該当製品を発見された場合は「回収窓口」にご連絡をお願い申し上げます。

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年	呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年	呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年	
使用圧:1.6			65	コ第11~18号	2002~2005,2007	40	コ第3~3号	2002~2008	
65	コ第7~13号	2002~2008		コ第14~11号	2002~2008		コ第3~3~1号	2007,2008	
	コ第11~11号	2002~2005		コ第14~11~2号	2008		コ第4~13号	2002~2008	
	コ第14~10号	2005~2008		コ第14~21号	2003~2008		コ第4~13~1号	2002~2008	
	コ第14~10~1号	2003~2008		コ第14~21~1号	2003~2008		コ第15~7~1号	2003	
	コ第15~1号	2005~2008		コ第15~6号	2004~2008		コ第53~6号	2002~2008	
	コ第15~4~1号	2003~2008		コ第15~6~1号	2003~2008		コ第53~7号	2002~2008	
	コ第58~11~5号	2002~2007		コ第15~28号	2003~2008	使用圧:0.9			
65/50	コ第15~4号	2004~2008		コ第18~47号	2007,2008	65	コ第53~32号	2004,2008	
	コ第11~16号	2002~2006		コ第58~14~1号	2007,2008		コ第53~32~1号	1999~2007	
50	コ第1~10号	2003~2008	65/50	コ第11~14号	2002~2008		コ第61~13号	2002,2004~2008	
	コ第1~10~1号	2007,2008	50	コ第1~8号	2003~2008	65/50	コ第12~7号	2000,2001、 2003~2008	
	コ第11~12号	2002~2008		コ第1~8~1号	2004~2008		50	コ第12~3号	2000,2001、 2003~2008
	コ第15~3号	2003~2008		コ第2~9号	2002~2008	使用圧:0.7			
40	コ第3~4号	2007,2008		コ第2~9~1号	2002~2008	40	コ第4~14号	2007,2008	
	コ第3~4~1号	2007,2008		コ第8~12号	2002~2007		コ第7~28号	2003,2004	
	コ第11~13号	2002~2008		コ第15~16号	2003~2008		コ第10~4号	2000,2001	
使用圧:1.3				コ第15~16~1号	2003,2006~2008			コ第15~27号	2004~2006
65	コ第2~2~1号	2002,2003		コ第60~4~1号	2002~2007			コ第15~42号	2005,2008
	コ第2~2~3号	2002,2004		コ第60~4~3号	2002~2005,2008				
	コ第10~8~1号	2002,2003		コ第60~4~4号	2002~2008				
	コ第10~8~2号	2003							

【ホース回収窓口】 **0120-244-557** (フリーダイヤル) 受付時間(土日祝除く): 午前9時~午後5時



芦森工業株式会社

<https://www.ashimori.co.jp/>



エッセイ

女性消防設備士という選択肢 — 労働人口減少時代における業界の持続性 —

株式会社電装 代表取締役／消防設備士 川村紀子

現場に立って見えた消防設備士という仕事の実像

私が消防設備業界に入ったのは、夫から「会社を手伝ってほしい」と声を掛けられたことがきっかけでした。当初は事務員として働いていましたが、その後消防設備士の資格を取得し、実務にも携わるようになりました。

現場に慣れるにつれ、違和感を覚える場面にも直面しました。打ち合わせの場では、説明の予先が同行している男性社員に向けられ、私自身は存在しないかのように扱われることが少なくありませんでした。多くの場合、悪意によるものではなく、「この業界は男性が担うもの」という無意識の前提による対応であると感じています。そうした



経験から、私は名刺に保有資格を明記するようになりました。これは自己主張というよりも、「現場を理解し、判断できる立場にある」という情報を事前に可視化するための工夫です。

消防設備士の仕事には体力を要する場面もありますが、それは業務全体の一部に過ぎません。実際の業務は、設備の状態を観察し、数値を読み取り、関係法令や技術基準と照らし合わせて判断を行い、結果を記録・報告する工程を基軸としています。さらに、必要に応じて是正工事や更新工事を行うことまでを含めた、一連の技術業務によって成り立っています。体力の有無よりも、経験や注意深さ、そして継続的な知識の更新が求められる職種であり、性別による向き不向きではなく、個人の特性がそのまま強みになる仕事だと感じています。

統計が示す女性就業の変化と業界が直面する課題

近年の統計を見ても、女性の就業を取り巻く環境は大きく変化しています。総務省「令和4年就業構造基本調査」によると、女性の有業者数は約

3,035万人、有業率は53.2%と、いずれも過去最高水準となっています。特に25～39歳の有業率は81.5%に達しており、結婚・出産期にあたる世代でも働き続ける女性が増えていることが示されています。一方で、女性の雇用形態を見ると、非正規雇用の割合は依然として高く、専門性を持ちながら正規雇用として長期的に働ける業界は限られているのが現状です。

こうした状況を踏まえると、今後の消防設備業界が直面する最大の課題は、労働人口の減少にどう対応するかだと言えます。人手不足はすでに現場で顕在化しており、「若手が入ってこない」「経験者が定着しない」といった声は多く聞かれます。その中で私は、高齢者と女性が、今後の業界を支える重要な担い手になると考えています。

高齢者については、点検業務との親和性の高さが挙げられます。点検作業は体力よりも経験や注意力、判断力が求められる工程が多く、長年の現場経験を持つ人材が力を発揮しやすい分野です。一方、女性については、消防設備の仕事が「子育てをしながら働ける職種である」という認識が、



まだ十分に共有されていないと感じています。

多様な人材が定着する業務構造と業界の持続性

私は子育てをしながら、この仕事を続けてきました。当事者として「子育てと仕事の両立」において重要なのは、個人の気合いや根性ではなく、業務構造そのものであると感じています。

子どもの急な発熱や体調不良は、避けることができません。そうしたとき、同じ業務を担える人が複数いる職場であれば、休みを調整しやすくなります。一方で、一人でしか対応できない業務は、本人が休めないだけでなく、結果として他の誰かに過度な負担を強いることにもなりかねません。

消防設備業務は、チームで点検や工事を行う体制を構築しやすい業種です。にもかかわらず、その特性が「子育て世代が働きやすい仕事」として十分に発信されてきたとは言えません。これは業界として、大きな機会損失ではないでしょうか。

労働人口が減少する中で、従来と同じ人材像だけを追い続けることには限界があります。高齢者

が経験を活かし、女性がライフステージに応じて働き続けられる環境を整えることは、単なる多様性の話ではなく、業界存続のための現実的な戦略です。

現在、女性消防設備士の数は決して多いとは言えません。しかしその理由は、女性にとって難しい仕事だからではなく、この職種が「選択肢として十分に知られていない」ことにあるのではないのでしょうか。統計が示すように、働く意欲と能力を持つ女性は確実に増えています。業界側がその受け皿となれるかどうか、今後の持続性を左右すると考えています。

消防設備業界は、人の命と建物の安全を守る社会インフラを支える重要な分野です。その役割を将来にわたって果たし続けるためにも、性別や年齢といった従来の前提にとらわれず、多様な人材が自然に流入し、定着できる環境整備が求められています。現場に立つ一人として、また経営に関わる立場として、私自身もその一端を担っていきたいと考えています。

火災通報装置をご利用されている事業者様へ機器に関する大切なお知らせ

ご利用の火災通報装置の特定機種（下記に記載）において、消防機関からの折り返しの連絡を正常に受けられなくなる場合があることが確認されましたので、お知らせいたします。

なお、火災通報装置から消防機関への通報は問題なく動作いたします。

会社名	メーカー型番	安全センター認定 番号	生産期間
サクサ株式会社	SDE-204F(4)	火通-022号	2011年2月～2017年3月
パナソニック株式会社	BGF1197	火通-023号	2011年2月～2017年1月
ホーチキ株式会社	HSDE-204F(4)	火通-034号	2011年3月～2017年2月
株式会社初田製作所	HASDE-204FIII	火通-036号	2012年1月～2017年2月
能美防災株式会社	CAFJ001-R	火通-038号	2012年3月～2016年11月

サクサ株式会社 サポートセンター  **0570-001-393** 電話：050-5507-8039

受付時間：月曜～金曜 9:00～12:00、13:00～17:30

（土曜、日曜、祝祭日および当社指定休日を除く）

https://www.saxa.co.jp/news/information/detail/20260227_1485.html



～ 資格の適切な維持・管理に～

点検資格者**ONLINE**再講習

第1種消防設備点検資格者、第2種消防設備点検資格者
防火対象物点検資格者、防災管理点検資格者



〈R8年度講習実施スケジュール〉

第1回目

【申込期間】
令和8年7月1日(火) ～ 令和8年7月28日(火)
【受講期間】
令和8年7月7日(火) ～ 令和8年8月11日(火)

第2回目

【申込期間】
令和8年9月1日(火) ～ 令和8年9月29日(火)
【受講期間】
令和8年9月8日(火) ～ 令和8年10月13日(火)

第3回目

【申込期間】
令和8年11月3日(火) ～ 令和8年12月1日(火)
【受講期間】
令和8年11月10日(火) ～ 令和8年12月15日(火)

第4回目

【申込期間】
令和9年1月12日(火) ～ 令和9年3月2日(火)
【受講期間】
令和9年1月19日(火) ～ 令和9年3月23日(火)

第9回 予防業務優良事例表彰

「予防業務優良事例表彰」は、全国における各消防本部の予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものを表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、消防庁において平成28年度に創設されたものである。第9回の応募事例の中から、消防庁長官賞、優秀賞を受賞した事例について紹介する。



分析ツールを活用した火災発生分析と地域や企業等と連携した防災広報

佐世保市消防局予防課

取組みの概要

「歴史に学び未来へ活かす！」これは消防についても当てはまる。これまで発生した火災と火災原因調査に関するデータを未来に向けて有効活用するための火災分析ツールを作成した。効果的・効率的に火災分析を行い、データに基づく今後の火災発生を予測する等「広報の質」を高めるとともに、様々な団体との連携により「広報の量」を増加させた結果、火災を大幅に減少させることができた。

分析ツール(BIツール)の詳細

当局では平成13年からの火災情報をデータ管理しており、そのデータを当市DX推進室に

依頼し「見える化」作業(分析ツール開発)を行った。莫大な火災データをグラフや地図等で整理し、時期、地域ごとに火災発生種別や頻度をわかりやすく表示することで、分析の高度化と時間短縮を実現できた(図1～3参照)。

また、市民に届く情報発信とするため、各地域住民に関連性をもった情報を分析ツールから出力し、データに裏付けされた説得力のある広報資料を提供することとした。

関係団体との連携による広報の質・量の確保

火災予防広報を従来の協力団体(消防団、防火クラブ、各町内会、民生員、地元放送局(テレビさせば、FMさせば))に加え、当市と包括連

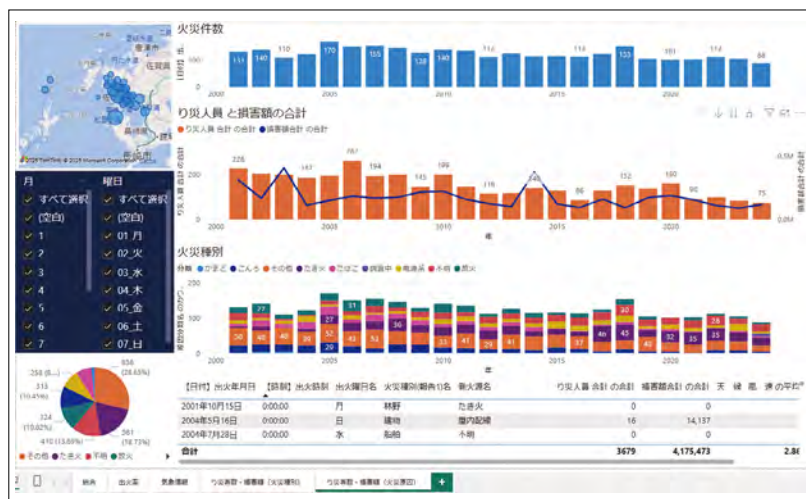


図1 BIツールによる火災分析①
火災の種別と被災人員・損害額

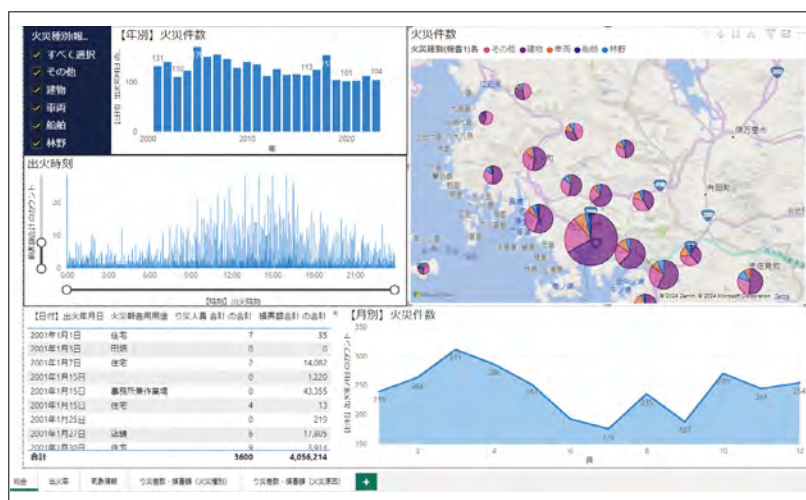


図2 BIツールによる火災分析②
火災の種類別と時系列

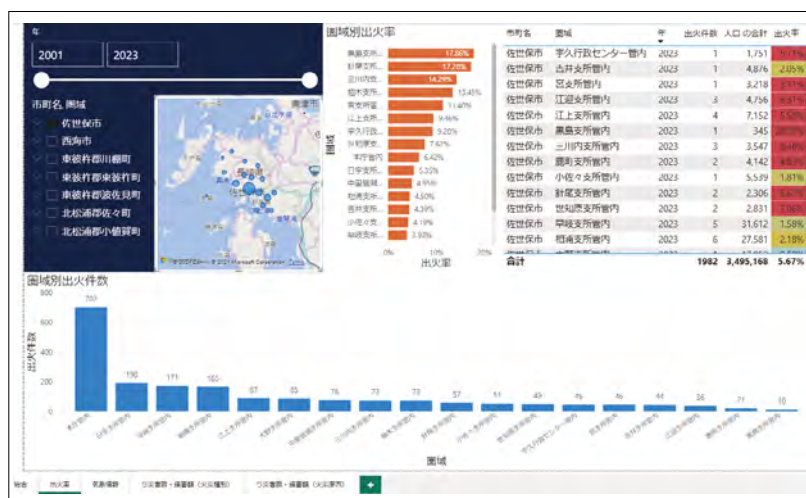


図3 BIツールによる火災分析③
圏域別出火率

携を結ぶ民間企業や他の関係団体とも連携し、地域や企業、関係機関が一体となった広報を行った。



写真1 西部ガス佐世保株式会社による火災警報器広報

○イオン株式会社

広報イベントの開催、野菜の梱包袋への火災予防シールの貼付けによる広報、系列店への火災予防に関するポスター掲示。

○西部ガス佐世保株式会社

都市ガス警報器との関連による住宅用火災警報器の設置維持チラシの作成や配布、火災予防イベント時の広報(写真1参照)。

○保険会社(東京海上日動、あいおいニッセイ同和損保、第一生命、明治安田生命、日本生命、住友生命)

火災保険等の取扱いやお客様との信頼関係を活かし、火災予防や住宅用火災警報器の設置維持に関する広報を実施。



図4 Google education 特集記事

○ラジオ局、市内高等学校

地元ラジオ局(FM させぼ)協力の下、佐世保北高等学校、聖和女子学院高等学校の放送部員により防火・防災に関するラジオCMが作成されラジオや商業施設等で放送されている。

○教育委員会

当局 YouTube チャンネルに掲載中の広報動画を 2 次利用して、小中学生へ配布されている教育タブレットに動画を教材として掲載(図 4 参照)。

○環境部

当局では火災原因の 1 位を 9 年連続「たき火」が占めている。環境に関する法律も関連しているため、環境部と連携し市民が理解しやすいシンプルな火災予防チラシを作成した(図 5 参照)。

○株式会社ゼンリン

住宅用火災警報器に関するアンケート結果の分析協力、また令和 7 年度は同社が持つ地図建物データを活用した火災リスクエリア分析の取組みを進めている。

取組みの効果について

消防隊による広報とともに、当局予防課においても管内を 24 地区(支所管内等)に分けて分析し、出火率の高い地区を重点的にまわり、会議等で BI ツールを活用した根拠資料を示し説明を行っている。

取組みの効果として、火災分析の高度化と分析時間の短縮、広報の効率化(優先順位付け)を実現するとともに、対象者へ関連性の高い

情報提供が可能となった。また、企業との連携により職員負担を増やすことなく広報力強化へつなげることができた。結果的に当局の令和 6 年の火災件数は現行の管轄エリアとなった後の最少となり、当局における 9 年連続火災原因第 1 位の「たき火」についても減少させることができた。

おわりに

構想実現に周囲の理解は欠かせない。当局には階級にかかわらず考えや意見を拾い上げる環境があり、私の意見やアイデアがこの取組みにも反映された。また、課の業務を支えプラスアルファの意見を与えてくれた部下の存在、佐世保市において DX や企業との連携を積極的に推進する土台があったからこそ、構想を実現できたと感じている。この取組みは始まったばかりで今も更なる改良を進めている。今後も人や企業とのつながりを大事にすることによって、よりよい広報業務を追求し、安心安全な街づくりに貢献していきたいと思う。



図5 たき火火災予防チラシ

課題を突き詰めて、試行錯誤を繰り返す

月刊フェスクを愛読していただいている皆様がお茶でも飲みながら気軽に読めるCoffee Break的なコーナーを設け、フェスク編集委員、安全センター職員等に自由なテーマで執筆していただくと思います。

それでは言い出しっぱの私から始めさせていただきます。

ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック・パラリンピックでは連日、日本人選手が大活躍し、深夜・早朝にテレビの前で応援したため寝不足だったという方も多いのではないのでしょうか。

どの競技を見ても人間ワザとは思えないような素晴らしい演技で、感動しながら観ていたのですが、大学時代に私が取り組んだ器械体操のことを思い出しました。私は小さい頃からマットや鉄棒で遊ぶことが大好きだったので高校では体操部に入学しようと思ったのですが、私が入学する直前に部員不足で廃部になってしまったそうで、残念ながら帰宅部でした。その後、大学2年生の時に大学に体操部があることを知って入学しました。中高と体操部に在籍していた人もいたので実力差は歴然としていましたが、楽しかったので夕方になると毎日練習に励みました。器械体操は、何十回、何百回と同じ技を繰り返して練習していると、ある日突然、その技ができることがあり、コツを掴むと、その技を習得できるのが面白いところです。初めて新しい技ができた時は言葉では言い表せないほどの喜びが湧いてきます。

お情けで地方大会の試合にも出ましたが、初心者なので惨憺たる結果でした。印象深かったのは、月面宙返りはテレビでよく見たのですが、目の前で初めて見た鉄棒の2回宙返り下りで、その迫力に圧倒されたことです。

大学の体育館で中学生が使うよう



トランポリンの練習風景(平成11年)

なマットで練習していた私は、無謀にも床運動で2回宙返りをマスターしようとした他の選手の迷惑を顧みずにウレタンマットを使って何度も何度も練習しましたが、結局1回半回って頭から落ちるレベルを超えることはなかったので諦めました。

その後、社会人になってトランポリン倶楽部に入る機会に恵まれ、トランポリンだと2回宙返りは簡単にできて非常に嬉しかったのですが、道具が良ければ実力以上のことができるようになることを痛感しました。

そこで仕事の話です。消防の仕事を長く続けていると、自分の能力不足から壁にぶつかることが多く、時には遠方に暮れるような経験も数えきれません。そのような時には何度も基本に立ち返って、なぜそうなるのか、何か解決方法はないかということを何日もずっと考え続けることが大切だと思います。その内容にもよりますが、何かアイデアが浮かんだ時点で信頼のおける仲間と相談してみると、更に良い解決策が出てくる体験を何度もしました。課題をとことん突き詰めて、諦めずに試行錯誤を繰り返す。時には仲間の協力や新しいツールを活用してみるという体操の経験は、仕事でも生きているような気がします。



はじめに

志太広域事務組合志太消防本部(以下「当本部」という。)の違反是正の取り組みは、過去2度(☑令和元年8月号及び☑令和6年2月号)にわたり掲載された。そこでは、革命を起こした前任者の思いを継承する私の決意を述べてきた。

今回は、その決意を「告発」という形で結実させた事例を紹介する。

多くの学びと課題を含む事案であったが、違反処理に立ち向かう全国の消防本部の一助となれば幸いである。

○防火対象物の概要(違反覚知時)

昭和48年建築の鉄骨造2階建て延べ面積573.16㎡の工場であったが、増改築を繰り返し、以下のとおりとなっている。

名 称	H工業株式会社
用 途	(12)項イ(アルミサッシ加工)
構 造	鉄骨造その他
階 数	2階建て
延 べ 面 積	1,203.47㎡
1 階床面積	971.01㎡
2 階床面積	232.46㎡

「本気」の連鎖

所有者死亡の非特定防火対象物に対する告発記録

志太広域事務組合志太消防本部 予防課 消防司令補 白瀧漁太

焼津港(写真提供：一般社団法人焼津市観光協会)





航空写真(青白屋根が当該工場・周辺は一般住宅)(出典: Google Earth)



建物外観と標識

○消防法令違反の内容一覧

違反	最終措置
消火器不適(失効)	警告
屋内消火栓設備未設置	告発
動力消防ポンプ設備未設置	告発
自動火災報知設備一部未設置	警告
誘導灯未設置(各階無窓階)	告発
消防用設備等点検未実施	勧告

現場の危機感と「本気の原点」

立入検査で足を踏み入れた瞬間、重大な危険性を直感し、強い「危機感」を覚えた。

可燃物と機械が密集する狭小な作業場、40名の従業員、近接する住宅、火災が発生すれば、甚大な被害は避けられないと感じた。一方、経営者からは、誠実な対応が得られず、経済的困窮を理由とした是正の拒絶や、行政処分を軽視するような発言もあり、是正に向けた進展は見られなかった。

筆者の胸に「この状況を看過することはできない」という強い感情が湧き上がった。この「危機感」と「憤り」こそ、私の「本気の原点」である。

○違反覚知から命令書交付までの時系列

平成21年8月	立入検査 違反覚知
令和3年3月	立入検査(起点) 査察結果通知書 交付
令和3年10月	勧告書交付
令和4年6月	警告書交付 【履行期限: 同年12月15日】
令和5年5月	命令書交付 【履行期限: 同年9月8日】

建築部局との連携が果たした役割

当本部では、建築部局と密接な協力体制を築いている。本事案でも、覚知段階で情報提供を行い、計3回の合同現地調査を実施し、階数・構造・デッドスペースについての判断を迅速に共有することができた。

教訓①「第三者が確信できる精度」へ

当時の違反調査報告書を振り返ると、消防内部では理解できる内容であっても、警察・検察といった第三者が犯罪事実を認定するうえで十分とは言えない部分があったことに気付いた。

本事案を契機に、測定方法、測定箇所が明確に分かる資料、曖昧さを排した「正確な数値」の記録、図面の精度向上を徹底し、誰が見ても違反事実を特定できる資料作りを心がけるようになった。

なお、告発書は警視庁副総監の通達(平成15年4月1日付通達甲第15号)を参考にすれば、以下の要件を満たしたと判断される場合に受理することとされており、例外的に受理を拒否できる条件についても判例(東京高裁昭和56年5月20日)で示されている。

平成15年4月1日付通達甲第15号

【要件】

- ア 処罰意思
- イ 犯罪事実
- ウ 告訴権者
- エ 公訴の時効
- オ 親告罪の控訴期間

よって「犯罪事実が特定できる資料」は必須であり、これを念頭に取り組む必要がある。

所有者死亡と名宛人の特定

○所有者

個人所有部分	A氏(死亡)
法人所有部分	H工業株式会社 代表取締役B氏(A氏の息子)

○名宛人特定の壁(疑問)

本事案では、個人所有者A氏が死亡しており、相続人はB氏を含め複数人存在しており、誰を名宛人とすべきかが最大の課題であった。増築部分の所有者も不明であったことから、違反是正推進に係る弁護士事業(以下「弁護士事業」という。)を活用したところ以下のとおり回答を得た。

- ・民法の不可分債務の規定436条(複数人が全体として責任を負う性質の債務)に準じて必要な範囲で、全員に対しても、一人に対しても命令が可能。供述内容や建物管理状況から鑑みても、B氏のみに命令を出すことで問題は無い。
- ・増築前の建物に付着しているのであれば、増築前の部分に「付合」(民法第242条：建物に付着した物は建物の所有者に帰属する)するため、増築前の建物所有者が所有となる。

さらに、家庭裁判所より「相続放棄の申述無し」と回答があり、B氏が「相続を放棄していない。」と供述していることから個人所有部分の名宛人をB氏とした。



命令書交付時の様子

教訓②「遺産分割協議」の確認が鍵

所有者が死亡している場合、相続人間で行われる「遺産分割協議」の状況を早期に確認することが極めて重要である。本事案では、この確認が十分ではなく、名宛人特定に時間を要する一因となった。本来であれば、初期段階で「協議が行われているか」「協議書が存在するか」を聴取し、協議書がある場合には写しを受領することで、所有関係を速やかに把握できたはずである。

この協議は、法定相続人同士で相続財産の分割方法や分割割合を話し合うもので、合意に至り作成された協議書は法的効力が生じる。本協議が行われておらず、かつ相続放棄をしていない場合は、相続人全員が所有していることとなる。

捜査機関との共鳴

○命令後から不起訴確定までの時系列

令和5年5月	命令書交付
令和5年5月	本部内告発協議
令和5年6月	警察署 告発宣告
令和5年8月	告発書案 2回提出
令和5年9月	催告書交付
令和5年12月	告発
令和6年2月	強制捜査立会い(消防2人)
令和7年1月	書類送致(報道発表)
令和7年3月	命令違反是正不起訴確定

○違反是正支援センターからの助言【告発】

命令前、違反是正支援センター(以下「支援センター」という。)の助言を受けて、警察署へは予防課長を含む3名で赴き、催告書交付後に告発すると伝えた。これにより一担当者の相談ではなく、組織の意思として伝えることができ、円滑な受理につながった。また、書面上の説明にとどめず、現場写真を用いて危険性と悪質性について説明した。

自身が抱いた「危機感」と「憤り」とともに処罰意思を伝えた結果、こちらの熱意に対し、警察も毅然とした法的措置を講じるべきと断固たる決意で応えた。

消防の熱意が警察を動かし、まさに「本気」が連鎖した瞬間であった。

○告発書の作成

告発書は、違反処理標準マニュアルの構成をそのまま活用することで、必要事項を整理しながら効率的かつ確実に作成することができた。

告発書の提出と併せて、消防法関係法令集やイラスト付き参考書など一式を貸し出した。

○書類送致まで1年以上

告発後、私が3度警察署に赴き、供述調書の作成に協力している。

また、告発から書類送致まで1年以上が経過している。やはり、改めて感じたのは、公訴時効という「壁」の恐ろしさだ。捜査側の事情で1年は簡単に経過する。常に「余裕を持った告発」が、事案を完結させるための絶対条件である。

是正への決定打「報道発表」

教訓③「報道発表」の効果

告発や強制捜査を経てもなお動きを見せなかった関係者が、一転して是正に踏み切ったのは、警察による「書類送致の報道発表」である。これがなければ是正はなかった。

当初、警察は報道発表に慎重な姿勢を示していた。消防単独で報道発表も検討したが、警察に、「ぜひ報道発表してほしい」とお願いした。

「報道発表」は、関係者の是正を後押しするだけでなく、管内の他の事業所に対しても、当本部の「本気」を証明する絶大な波及効果をもたらした。

しかし、警察が絶対に報道発表をするとは限らない。事案完結後、消防単独で報道発表を行う場合の、タイミング、投げ込み内容、窓口等をまとめた資料と想定問答集を整備した。

厳重処分の要望

報道後、パッケージ型消火設備の着工届出書が提出された(2階の一部閉鎖と開口部の改修により各階普通階となる)。

その直後担当検事から、是正が進んだこと

を理由に不起訴の方針が示された。

支援センターからは、「起訴処分と是正の両立こそが最善である。上申書を送付した本部もある。」という話を聞いていた。それは、全国の消防行政の目的達成と他の対象物への違反発生防止のためでもある。

担当検事に直接要望したが、最終的に不起訴となった。行政としての意思を検察に直接伝えるプロセスは、今後のための重要な経験となった。

一事案完結から、是正強化体制構築へ

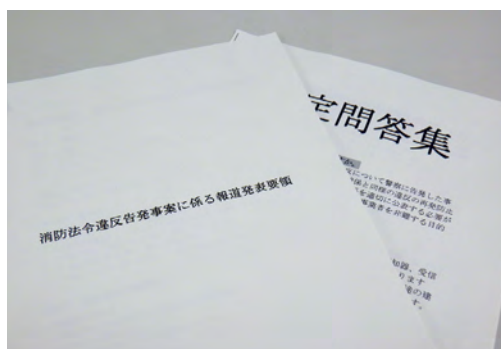
本事案の完結は、単なる一件処理にとどまらず、違反是正体制そのものを見直す契機となった。

○「全違反の警告移行」への転換

命令違反の是正完了後、依然として一部の軽微な違反が改修されずに残るという課題が生じた。これは、本来並行して違反処理に移行すべき事案を「勧告」にとどめてしまっていたためである。改めて「警告書」を交付したところ、速やかに是正された。

違反是正は災害現場と同様に迅速性が求められる。時間を要すると、その間も危険な状態が継続することとなる。本事案の教訓から、原則として全ての違反を当初より警告書に盛り込む方針へと転換した。

警告書という強い行政の意思を示すことが、関係者の是正意識を早期に喚起し、対象物の全違反を一括かつ迅速に是正させる実効性の高



報道発表対応資料と想定問答集

い手段であると確信している。

○幹部への報告と道筋

事案完結後、幹部職員に「告発の総括と今後の課題」を発表した。名宛人特定等の実務の核心から、今後の長期立入検査未実施対象物への対応や報道発表の必要性まで、現場の熱量を直接伝え、組織全体の是正力を底上げする「明確な道筋」をつけた。

○「促進セット」配備

本事案において、是正までに長期間を要したことは大きな課題であった。この教訓を活かすべく、静岡市消防局で行われた令和7年度違反是正推進に係る実務研修(区分A)を視察し、同局が是正促進のために、「官報」「公告文」「標識」をラミネート加工した「3点セット」を各署に常備し、活用している点に着目した。これは、関係者に対して違反状態が継続するリスクや行政処分の重みを視覚的に提示し、心理的な是正促進を強める取り組みである。また、「告発事例の新聞記事」を併用することで、より強い説得力を持たせている。

当本部でもこの手法を導入し、独自にアレンジを加えた「促進セット」(違反処理フロー・告発記事・公表制度リーフレット)を各署に配備した。

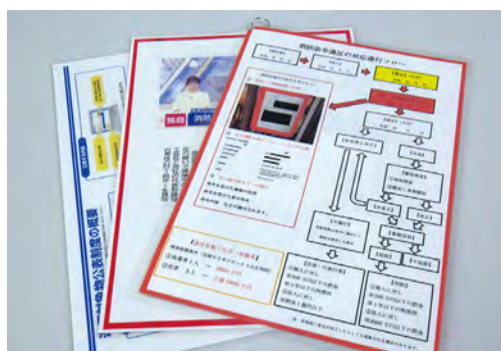
これにより、若手職員でも毅然とした指導が可能となり、是正の迅速化とともに、職員の心理的負担の軽減につながるものと期待される。

○県内連携の強化

静岡市消防局の積極的な働きかけにより、アドバイザー間の距離がさらに縮まっている。



幹部報告の様子



促進セット

迷った時に迅速な相談ができる環境が違反是正のスピードを加速させ、一早く安全な建物にすることにつながっていく。

さらに、当本部で行う実務研修(区分B)では、県内西部地区の消防本部(全国アドバイザー除く6本部)全てを受け入れ、アドバイザー以外の本部との連携強化を図った。

「本気」の連鎖

是正まで長期間を要し、困難な局面は多かったが、逃げずに踏み出した「告発」という一歩は組織に大きな変革をもたらした。

私が最初の立入検査で抱いた「危機感」と「憤り」が、上司や幹部に連鎖し、組織全体で「是正」というゴールに向けた取組が加速した。この消防の熱意は、警察に連鎖し、最終的には、誠実に対応をしなかった経営者が、是正を避けられない状況となった。そして、報道を通じて管内事業所全体に対し、当本部の違反是正に対する「本気」を証明する結果となった。

本事案の完結は、消防長をはじめとする幹部が「やろう」と背中を押してくれたことによるものであり、この組織的バックアップこそが、困難な実務を結実させた最大の要因であった。

しかし、これで終わりではない。

この「本気」の連鎖を絶やすことなく、常に「一日でも早く、安全な街へ」を胸に走り続けること。

志太消防本部の挑戦は、ここからさらに続いていく。

事例研究

コンプレッサ内でグラインダの火花が無炎燃焼を来した火災事例

金属加工工場で発生した火災において燃焼実験を火災現場で実施することによって、出火原因の究明とともに再発防止につながった事例を紹介する。

●はじめに

本事案は、金属加工工場（以下「工場」という。）に設置されたレーザー加工機に付属するパッケージ型スクリュコンプレッサ（以下「コンプレッサ」という。）内から出火した火災である。

現場見分、合同鑑識及び火災燃焼実験の結果をもとに出火に至る可能性を絞り込むとともに消防研究センターに成分鑑定等の技術支援を依頼した。この鑑定結果が実験結果と酷似していたことにより、着火物の特定及び出火原因の究明に至った。

また、火災燃焼実験を工場従業員とともに火災現場で実施したことで、類似火災防止の改善指導が効果的に実施できた事案である。

●火災概要

- (1)出火日時 令和6年3月 15時00分頃
- (2)鎮火日時 令和6年3月 17時25分

- (3)覚知日時 令和6年3月 17時50分
- (4)覚知種別 事後聞知
- (5)出火建物 鉄骨造折板葺き平屋建て
床面積786.05㎡
- (6)被害状況 コンプレッサ1台を焼失
焼損床面積及び焼損表面積なし
死傷者なし
- (7)気象状況 晴、気温18℃、相対湿度58%

●発見・初期消火・通報の状況

工場従業員が夜間に稼動する設備の準備を行っていたところ、コンプレッサの上部及び側面から数センチの炎が出ているのを発見する。

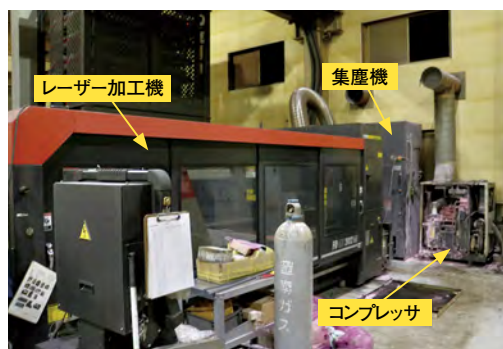
レーザー加工機を停止するとともに、工場内にあった粉末消火器で消火する。さらに、コンプレッサの前面カバーを屋外に搬出して水道ホースで消火し、コンプレッサのブレーカーを遮断している。

消火完了後、報告を受けた事務所の職員が119番通報を行っている。

●出火建物及び設備の概要

工場内では、レーザー加工機により産業用機械の部品となる鉄板の加工が行われている。工場従業員によると「鉄板のバリ取り作業のためにグラインダを用いており、火花が散ることもあった。」とのことであるが、最終使用時間は15時頃であった。

レーザー加工機は、加工室内でレーザーを



工場内部の状況



焼損したコンプレッサ内部の状況



焼損したコンプレッサの外観

用いて鉄板の切り抜き作業を行っている。レーザー加工機付属設備として、コンプレッサ及び集塵機が隣接している。

コンプレッサは、レーザー加工中の鉄粉付着を防止するための圧縮空気を充填している。コンプレッサの空気は、右側面の吸入口から流入し、圧縮機等を通過してエアタンクに充填される。充填後は、上部ダクトから屋外へ放出されるため、コンプレッサは停止せず、空気の流入が継続される。コンプレッサオイル(以下「オイル」という。)は循環構造となっているが、メーカーによると「古いコンプレッサは停止時にオイルが内部ににじみ出ることがある。この製

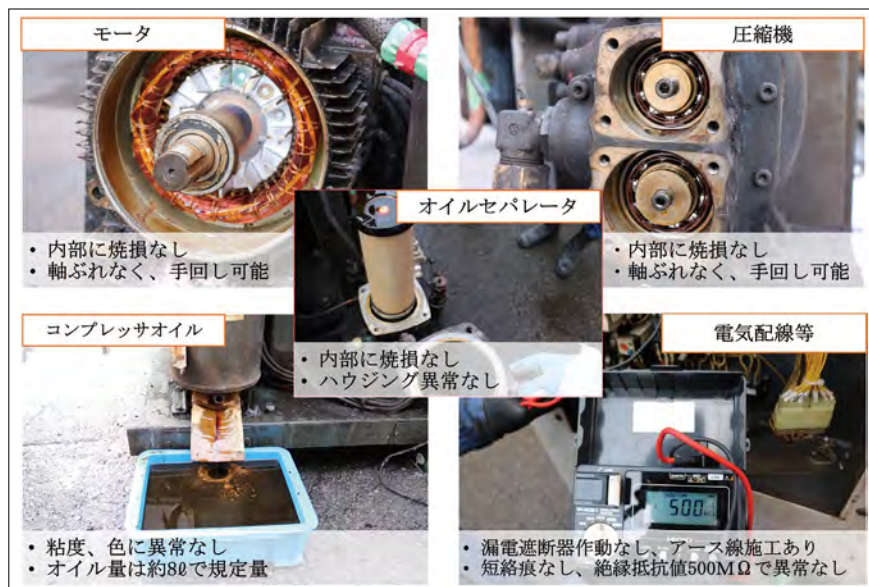
品は2005年11月製造のもので、リコール情報はない。」とのことであった。

集塵機は、レーザー加工中に発生する鉄粉を吸引し、集塵機下部のバケツに堆積していく。集塵機下部のバケツ収納部分にカバー及び扉は設けられていない。

●現場見分

出火建物に焼損箇所は認められなかった。

コンプレッサの外観は、正面カバー及び右側面カバーに設けられたフィルターのみが焼損しているのに対し、内部はウレタンの一部が焼失する等、圧縮機にも焼損が認められた。



コンプレッサ内部機器の鑑識状況



加熱による鉄粉内部の温度変化

また、吸入口縦枠にマジックテープが部分的に張り付けられており、工場作業員によると「清掃しやすいようフィルターを外側からマジックテープに張り付け、2、3週間に一度コンプレッサの空気を使い清掃をしている。」とのことから、フィルターの取り付け不良等により、フィルターを介さず直接的に空気が流入する可能性が考えられた。

◆合同鑑識

コンプレッサ内部機器の焼損状況について、事業所、メーカー及びメンテナンス業者と合同で鑑識見分を実施した。コンプレッサ内部のオイルセパレーター、モータ、圧縮機、オイル、電気配線等に異常は認められなかった。

鑑識の最中、コンプレッサ内部の背面土台部分に黒色の粘土状で油臭のある焼損残渣物(以下「残渣物」という。)が見分できたことから、収去し着火物について検討することとした。

◆火災燃焼実験

設備の配置状況からコンプレッサ内部に集塵機下部の鉄粉が流入したと仮定し、集塵機下部のバケツに堆積した鉄粉100 g (以下「A」という。)及びオイル5 mLを含んだA (以下「B」という。)からの出火について検討するため、火災燃焼実験を実施した。

(1)加熱による鉄粉内部の温度変化及び状態変化について

発火温度を明らかにするため、A及びBを

フライパン上に乗せガスコンロで加熱、10分後に火を止め、時間経過による内部温度の変化及び状態変化を観察した。

Aは、開始から10分後の加熱停止まで温度上昇し、最高温度は10分後の470.7°Cで、白煙等の状態変化は認められなかった。加熱停止後は、急激に温度低下した。

Bは、開始から緩やかに温度上昇し、3分経過時点で白煙が発生、3分30秒後、250.3°Cの時点で無炎燃焼と見られる赤色発光箇所が認められた。最高温度は10分後の431.1°Cであった。加熱停止後は温度の低下に転じたが250°C付近まで下がったところで維持され、無炎燃焼と見られる発光は継続していた。実験中、有炎燃焼への移行は確認されなかった。

(2)グラインダ火花の再現について

グラインダの火花がコンプレッサ内に流入するか検討するため、工場作業員の協力を得て、火災現場で作業工程を再現した。



火災当日のグラインダ作業再現状況



グラインダ火花の接炎から30分後の状況

バリ取り作業をしていた場所は、コンプレッサ吸入口まで距離約6mで概ね直線上にある。飛散した鉄粉を測定すると、作業台から最も離れたところで5.5mの位置に大きさ約1mmの赤熱した鉄粉が確認できた。

(3)グラインダ火花による着火性状及び状態変化について

グラインダの火花により着火するか、有炎燃焼に移行するか検討するため、A及びBにグラインダの火花をあて、着火の有無、内部温度の変化及び状態変化を観察した。

Aはグラインダの火花で着火せず、温度変化及び状態変化は認められなかった。

Bはグラインダの火花で瞬時に発煙し、無炎燃焼の状態少量の白煙が上昇した。内部温度を測定したところ、30分後に378.0℃に上昇、以後は緩やかに低下し、1時間30分後に燃え尽きた。実験中、有炎燃焼は認められなかった。

次に、無炎燃焼するB周囲にウレタンを置き、



再現実験開始から15分後の状況

扇風機で送気を行い、コンプレッサ内の吸気状況を再現し、内部温度の変化及び状態変化を観察した。開始から5分後222.0℃となり、Bに接するウレタン部分の溶融が認められた。開始から15分後575.0℃となり、有炎燃焼へ移行しウレタンが焼失した。

●消防研究センターの技術支援

「集塵機に堆積する鉄粉」及び「コンプレッサ内の残渣物」が類似するものか消防研究センターに鑑定を依頼した。

(1)エネルギー分散型蛍光X線分析装置(EDX)

成分分析の結果、集塵機に堆積する鉄粉からは、鉄(Fe)約94%、銅(Cu)約4%が主な構成元素として検出された。コンプレッサ内の残渣物からは、鉄(Fe)約89%、カルシウム(Ca)約1.7%が主な構成元素として検出された。

(2)熱重量一示差熱同時測定装置(TG-DTA)

コンプレッサ内部の残渣物について、温度上



集塵機に堆積する鉄粉



コンプレッサ内の残渣物

昇による重量の変化を測定した結果、250℃に達する辺りから減量を伴った発熱が確認でき、300℃で減量及び発熱が最も顕著となった。

◆出火原因の検討及び結論

現場見分及び鑑識見分の状況から、コンプレッサ内部機器から出火した可能性は否定的であり、グラインダの火花について検討する。

EDXの鑑定結果から構成成分の約9割が鉄と酷似しており、集塵機の鉄粉がコンプレッサ内に流入していた可能性は高い。

実験の結果からグラインダ火花がコンプレッサ吸入口から流入した可能性が考えられ、オイルを含んだ鉄粉に接炎することで無炎燃焼が継続することが明らかとなった。この結果はTG-DTAの測定結果と一致しており、実験結果を科学的に裏付けている。

さらに、実験の結果から無炎燃焼するオイルを含んだ鉄粉は、可燃物を介して有炎燃焼へ移行することが判明し、グラインダ最終使用時刻から従業員が炎に気づくまで無炎燃焼が継続していたことで、時間経過の説明ができる。

以上のことから、出火原因は約6m離れたところで使用していたグラインダの火花がコンプレッサの吸入口から流入し、オイルを含んだ鉄粉に接炎、コンプレッサ内の環境により無炎燃焼が継続。さらにウレタンに延焼拡大する

ことで、約2時間15分後に有炎燃焼に移行したものと判定した。

◆再発防止について

メーカー及びメンテナンス業者に対し、オイルを含んだ鉄粉はグラインダ等の微小火源で出火に至ることを説明するとともに、県内消防本部へ情報共有を図った。

当該工場では消火器の増設、訓練の強化、各設備のレイアウトが見直され、コンプレッサは清掃しやすいよう中央に、グラインダは吸入口に火花が流入しない位置に変更された。

◆おわりに

本事案は、出火箇所がコンプレッサ内部と絞り込まれていたものの、機械本体の不具合による出火の可能性は否定された。そこで「着火物は何か?」という視点に切り替え考察することで、グラインダの火花はオイルを含んだ鉄粉に瞬時に着火する事実を導き出すことにつながった。

そして、火災現場で工場従業員とともに再現実験を行ったことで、それぞれのバイアスを取り除き、火災とは偶然が重なり発生することへの理解と防護壁を高める効果を与えた。

本事案を紹介することで、今後の火災調査業務の進め方、類似火災防止の改善指導の一助となれば幸いである。



レイアウト変更後のコンプレッサ等の配置状況

本記事の転載をご希望の方は
以下にご連絡ください。
東近江行政組合消防本部
警防課調査係 松島秀樹
Tel.0748-22-7604
E-mail: keibo-i@eastomi.or.jp

2026年度 蓄電池設備整備資格者講習のご案内

一般社団法人電池工業会

近年、産業経済の高度な発展や社会・生活環境の複雑化に伴い、大規模・高層の防火対象物及び地下街等が増加し、消防用設備等の設置基準が強化されています。これら消防用設備等に附置される非常電源として、蓄電池設備は非常に重要なものとして位置付けられており、火災、その他災害等で常用電源の供給が停止した場合は確実に機能しなければなりません。そのためには常日頃からの適正な維持管理が不可欠です。

消防用設備等に用いる蓄電池設備を維持管理するためには、専門的な知識と技能を必要といたしますが、一般社団法人電池工業会(以下「電池工業会」という。)で実施する「蓄電池設備整備資格者講習」を受講し、資格者となられた方はこの必要とする能力を満たすものであります。

一方、消防用設備等以外に用いる非常用電源の維持管理については、火災予防条例準則の一部改正が平成3年9月30日付け消防予第198号により通知されました。この改正により従来「熟練者」に行わせるべきこととしていました蓄電池設備の点検及び整備を「必要な知識及び技能を有する者」として蓄電池設備整備資格者が指定され、各市町村では公報等によりこの旨が告示されました。この告示により蓄電池設備整備資格者の位置付けが確かになり、その役割は一層重要なものとなりました。

電池工業会では蓄電池設備に関する専門的な知識・技能を修得し、蓄電池設備整備資格者の資格を取得するための講習を行っております。2026年度は次の要領で開催いたしますので、主旨をご理解の上一人でも多くの方が受講され、資格を取得されることを願いたします。

Ⅰ 受講資格(次のいずれかに該当する方)

- (1)第1種又は第2種消防設備点検資格者
- (2)甲種(第1類～第4類のいずれか)又は乙種(第1類～第4類のいずれか)の消防設備士
- (3)一級又は二級建築士
- (4)第一種、第二種又は第三種電気主任技術者

- (5)第一種又は第二種電気工事士
- (6)1級又は2級電気工事施工管理技士
- (7)自家用発電設備専門技術者
- (8)蓄電池設備に関して3年以上の実務経験を有する者

Ⅱ 費用

○受講料

39,600円(内消費税額3,600円、消費税率10%)

※支払い方法はクレジットカード、コンビニエンスストア、ペイジーから選択できます。

一般社団法人電池工業会(登録番号T8010405010461)

なお、受講料納入後に欠席となった場合、返金はいたしません。

Ⅲ 受講申請

電池工業会のホームページからオンラインでお申し込みください。

顔写真及び「Ⅰ 受講資格」で示した受講資格の証明となる免状の写し又は実務経験証明書をアップロードする必要がありますから、オンライン入力の前にそのデータを準備してください。

なお、実務経験証明書は、電池工業会ホームページから書式をダウンロードしてお使いください。

Ⅳ 講習実施

講習の実施については、蓄電池設備整備資格者講習実施予定表を参照してください。

【注意】

- (1)定員になり次第締め切りますので、申請期間内においてお早めに申請してください。
- (2)修了考査の結果は、ご本人宛のメールアドレスに考査後約1～1.5か月後に通知いたします。

詳細につきましては、一般社団法人電池工業会のホームページをご覧ください。

<https://www.baj.or.jp> → [メニュー・講習]

2026年度 蓄電池設備整備資格者講習 実施予定表

実施地	実施日	講習会場	講習実施機関	申請受付期間
北海道	2026年 6月11日(木) 6月12日(金)	かでる2・7(北海道立道民活動センター) 〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル	一般社団法人 北海道消防設備協会 〒060-0004 札幌市中央区北4条西5-1-4 大樹生命札幌共同ビル3階	4月27日(月) ～ 5月10日(日)
東京都①	6月24日(木) 6月25日(木)	連合会館 〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11	一般社団法人 電池工業会 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館3階	4月27日(月) ～ 5月3日(日)
岩手県	7月9日(木) 7月10日(金)	岩手県高校教育会館 〒020-0883 盛岡市志家町11-13	一般財団法人 岩手県防災保安協会 〒020-0866 盛岡市本宮6-34-55	5月14日(木) ～ 5月27日(木)
広島県	7月30日(木) 7月31日(金)	広島県情報プラザ 〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47	一般財団法人 広島県消防設備協会 〒730-0037 広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ7階	6月3日(木) ～ 6月16日(火)
愛知県	8月6日(木) 8月7日(金)	ウィルあいち(愛知県女性総合センター) 〒461-0016 名古屋市中区上笠杉町一番地	一般財団法人 愛知県消防設備安全協会 〒453-0016 名古屋市中村区竹橋町36-31 3階	5月28日(木) ～ 6月3日(木)
大阪府	8月27日(木) 8月28日(金)	たかつガーデン(大阪府教育会館) 〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町7-11	一般財団法人 大阪府消防防災協会 〒540-0008 大阪市中央区大手前1-4-12 大阪天満橋ビル7階704号室	7月1日(木) ～ 7月7日(火)
愛媛県	10月29日(木) 10月30日(金)	松山市総合コミュニティセンター 〒790-0012 松山市湊町7-5	一般財団法人 愛媛県消防設備協会 〒790-0811 松山市本町7-2 愛媛県本町ビル2階	9月3日(木) ～ 9月16日(木)
東京都②	11月10日(火) 11月11日(水)	機械振興会館 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館6階	一般社団法人 電池工業会 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館3階	9月16日(木) ～ 9月22日(火)
神奈川県	11月26日(木) 11月27日(金)	神奈川県電気工事会館 〒231-0034 横浜市中区三吉町4-1	一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会 〒231-0023 横浜市中区山下町一番地 シルクセンター4階408号室	10月2日(金) ～ 10月8日(木)
沖縄県	12月10日(木) 12月11日(金)	P'sスクエア 〒901-2101 浦添市西原2-4-1	一般社団法人 沖縄県消防設備協会 〒900-0012 那覇市泊3-1-26	10月16日(金) ～ 10月29日(木)
福岡県	2027年 1月21日(木) 1月22日(金)	福岡県自治会館 〒812-0044 福岡市博多区千代4-1-27	一般財団法人 福岡県消防設備安全協会 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 4-13-18 CIRCLES 音ノ葉博多7階	11月20日(金) ～ 11月26日(木)
東京都③	1月26日(火) 1月27日(水)	機械振興会館 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館6階	一般社団法人 電池工業会 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館3階	11月20日(金) ～ 11月26日(木)

(注) 定員になり次第締め切りますので、申請受付期間内において、お早めに申請してください。



国宝松本城消防総合訓練を実施



長野県 松本広域消防局

松本広域消防局では、1月26日(月)、国宝松本城天守において消防総合訓練を行いました。この訓練は、文化財防火デー行事の一環として松本市が主催し、関係機関の協力のもと実施されたものです。

当日は、乾小天守から出火し、強風の影響により火災が急速に延焼拡大したとの想定で訓練を展開しました。自衛消防隊による初期消火活動をはじめ、増加するインバウンド観光客に対応した多言語

による避難誘導、大天守4階に取り残された要救助者をはしご車で救出する訓練などを実施し、参加機関相互の連携体制や対応手順を確認しました。訓練の最後には一斉放水を行い、訓練成果を総括しました。

当消防局では、国宝松本城を火災から守り、その文化的価値を次世代へ継承するため、今後も防火・防災対策の強化に努めてまいります(訓練の様子は[こちら](#))。

令和7年度警察消防合同研修会を開催

湖南広域消防局では、1月15日(木)、西消防署(草津市)で草津警察署と警察消防合同研修会を開催しました。

この研修会は、警察・消防が有する専門的な知識および技術を共

有することで災害への初動対応能力の向上と連携強化を目的に開催したもので、当日は警察と消防合わせて48名が参加し、「滋賀県警察ヘリコプターとの連携」と「傷病者の観察要領」について理解を深めました。講義後には、グループディスカッションを行い有意義な研修となりました。

これからも、災害に備え、警察・消防が連携し、顔の見える関係を構築してまいります。



滋賀県 湖南広域消防局



訪問介護員に向けた住宅防火勉強会

川西市消防本部では、高齢者宅の火災減少を目指し、11月11日(火)、12日(水)に市内の訪問介護員に対するオンライン住宅防火勉強会を実施しました。

これは、高齢者宅を定期的に訪問し身の回りのケアを行っている訪問介護員に防火意識を高めてもらうことで、高齢者の日常に寄り添った防火啓発の推進を期待して行ったものです。

当日は、過去の火災原因調査か

ら高齢者宅に多く見られている火災の原因と、それを防ぐポイントを中心に講義し、参加者からは「利用している全ての高齢者に啓発をしていきたい」「参加できなかった職員にも伝えたい」などの声が寄せられました。

今後も定期的に実施し、防火に関する様々な情報を発信することで、高齢者宅の火災減少に努めていきます。



兵庫県 川西市消防本部

今月の資格講習紹介コーナー

防火対象物点検資格者講習

何ができるの？

防火対象物点検資格者は、消防法に定める防火対象物定期点検報告制度における点検実施者として、一定の防火対象物について、防火管理の実施状況など火災予防上必要な事項を点検することができます。さらに防火対象物点検資格者は、防火管理業務の遂行上管理的・監督的地位にある場合、防火管理者となることができます。

誰が受けられるの？

消防設備点検資格者として3年以上の実務の経験を有する方、消防設備士として3年以上の実務の経験を有する方、防火管理者として選任され3年以上その実務の経験を有する方、市町村の消防職員で、5年以上その実務の経験を有する方又は1年以上の予防関係の実務経験を有する方など一定の受講資格が必要です。

※詳しくは、ホームページの「講習の手引」をご覧ください。

(講習▶各種申請書▶講習の手引)



防火対象物点検資格者講習を含め、次の講習の内容、実施予定などについては、一般財団法人日本消防設備安全センターのホームページをご覧ください。

<https://www.fesc.or.jp/>

消防設備点検資格者講習

防火対象物点検資格者講習

防災管理点検資格者講習

自衛消防業務講習

可搬消防ポンプ等整備資格者講習

各種講習実施予定

月刊フェスク 4月号 No.534

令和8(2026)年3月25日(毎月25日発行)

発行人 鈴木 康幸

発行所 一般財団法人日本消防設備安全センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館10階

TEL.03-5422-1491 FAX.03-5422-1583

問い合わせ先一覧 <https://www.fesc.or.jp/09/index2.html>

大阪支所

〒542-0081 大阪市中央区南船場3-11-18 OsakaMetro心斎橋ビル10階

TEL.06-6244-2433 FAX.06-6244-2435

名古屋事務所

〒460-0008 名古屋市中区栄1-23-13 伏見ライフプラザ14階

TEL.052-218-5075 FAX.052-223-0129

制作・編集 大和企画印刷株式会社